

# 官報

号外 昭和二十二年十一月十六日

## ○第一回参議院會議録第五十二号

昭和二十二年十一月十五日(土曜日)午前十時二十一分開議

議事日程 第五十一号

昭和二十二年十一月十五日

午前十時開議

第一 國會議法第三十九條第二項の規定による國会の議決に関する件(船員中央労働委員会委員)

第二 職業安定法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 地方鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 熊本縣牛深漁港修築に関する請願(二件) (委員長報告)

第六 八木漁港修築に関する請願 (委員長報告)

第七 江省漁港改修工事費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第八 中之作漁港改修工事費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第九 兵庫縣柴山漁港改修工事に関する請願 (委員長報告)

第十 燒津漁港構築に関する請願 (委員長報告)

第十一 伊東漁港改修に関する請願 (委員長報告)

第十二 舞阪漁港修築費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第十三 舞濱漁港築設に関する請願 (委員長報告)

第十四 小浜漁港浚渫に関する請願 (委員長報告)

第十五 廣田漁港修築工事繼續施行に関する請願 (委員長報告)

第十六 熊本縣人吉市を基点とする三路線に省營自動車運輸開始に関する請願 (委員長報告)

第十七 高崎、熊ヶ谷間に電化工事を実施することに關する請願 (委員長報告)

第十八 中央線高藏寺、名古屋鐵道小政兩駅間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願 (委員長報告)

第十九 山形縣最上郡内に國營貨物自動車の運輸を開始することに關する請願 (委員長報告)

第二十 柳井駅より三路線に、及び田布施駅より二路線に國營自動車の運輸を開始することに關する請願 (委員長報告)

第二十一 常磐線松戸、我孫子兩駅間電化工事実施に關する請願 (委員長報告)

第二十二 宇部東線電車運輸を山口市宮野地区迄延長することに關する請願 (委員長報告)

第二十三 常磐線松戸、水戸間電化促進に關する請願 (委員長報告)

第二十四 漁業法並びに漁業協同組合法の制定に關する陳情 (委員長報告)

第二十五 沿岸漁業者用加配米に關する陳情 (委員長報告)

第二十六 機船底曳網漁業取締に關する陳情 (委員長報告)

第二十七 海中沈没物速時引揚に關する陳情 (委員長報告)

第二十八 漁業種の漁業組合共有に關する陳情 (委員長報告)

去る十二日委員長から左の報告書を提出した。

鐵工業委員会請願審査報告書第三号  
鐵工業委員会請願特別報告書第三号  
同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

經濟安定本部副長 堀越 禎三君  
官(第二回報告) 厚生事務官(厚生省) 中川 實治君  
兒童局企画課長  
一昨十三日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員會に付託した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案  
司法委員會に付託  
補助貨幣損傷等取締法案  
すき入紙製法取締法案  
財政及び金融委員會に付託

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

食糧價格のバリエイ計算方式に関する質問主意書(三好始君提出)  
去る十二日電氣委員長から提出した左の調査承認要求書に対し議長は、一昨十三日これを承認した。

綜合燃料、動力対策調査承認要求書  
一、事件の名稱 綜合燃料動力対策  
二、調査の目的 燃料及び動力問題に對し、綜合的見地よりの対策、特に今冬期対策を構立する。

三、利益 現下の生産復興及び國民生活の安定に資する。

四、方法 電氣委員會のみならず、鐵工業、農林、運輸及び交通各委員會連合の下に、相互に意見を交換し、綜合的に調査検討する。

五、期間 今期國會開會中  
右本委員會の決議を経て、參議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十二年十一月十一日  
電氣委員長 佐々木良作  
參議院議長松平恒雄殿  
一昨十三日治安及び地方制度委員長から提出した左の公聽會承認要求書に對し、議長は、同日これを承認した。

公聽會開會承認要求書  
一、事件の名稱 警察法案(予備審査のための議案)  
二、公聽會の問題 警察法案に關し検討を要する事項  
一、公聽會の月日 昭和二十二年十一月二十六日  
右本委員會の決議を経て參議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十二年十一月十三日  
治安及び地方制度委員長 吉川末次郎  
參議院議長松平恒雄殿  
同日内閣總理大臣から左の者を第一回國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

経済安定本部副長官 堀越 積三君  
厚生事務官 中川 董治君

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案  
可決報告書

児童福祉法案可決報告書  
地方鉄道法の一部を改正する法律案  
可決報告書

昨十四日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

厚生委員会に付託  
漁業法の一部を改正する法律案  
水産委員会に付託

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

郵便貯金法案  
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

所得税法の一部を改正する等の法律案

非戦災者特別税法  
昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案  
印紙等模造取締法案

持株会社整理委員会令の一部を改正する法律案  
同日議員から左の質問主意書を提出した。

入場税等に関する質問主意書（北條秀一君提出）  
同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員山下義信君提出 天皇陛下巡幸に関する質問に対する答弁書

参議院議員池田恒雄君提出 農林大臣罷免に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出 参議院議員小川友三君提出 参議院議員小川友三君提出 参議院議員小川友三君提出 参議院議員小川友三君提出

参議院議員小川友三君提出 参議院議員小川友三君提出 参議院議員小川友三君提出 参議院議員小川友三君提出

参議院議員小川友三君提出 参議院議員小川友三君提出 参議院議員小川友三君提出 参議院議員小川友三君提出

同日内閣総理大臣から、船員中央労働委員会委員に昭和二十三年三月三十一日迄参議院議員板谷順助君を充てることについて、国会法第三十九條第二項の規定による国会の議決を得たい旨の要求があつた。

同日委員長から左の報告書を提出した。

すき入紙製造取締法案可決報告書  
補助貨幣損傷等取締法案可決報告書  
同日委員長から左の小教意見報告書を提出した。

民法の一部を改正する法律案に対する小教意見報告書（司法委員小川友三君提出）  
天皇陛下巡幸に関する質問主意書

参議院議長松平恒雄殿  
山下 義信  
天皇陛下巡幸に関する質問主意書

陛下には引続いて全国を巡幸遊ばされ、戦災者を中心に、親しく慰問激励のお言葉をたまわり、経済再建の思召から生産現場などにも臨ませられ、國民も心から感激して御歓迎に熱狂する有様は、誠に感銘に堪えないところであるが、この際次の諸点を質問して政府の善処を要望するものである。

一 天皇陛下巡幸に関する宮内府の処置については幸けて政府の責任と想うが如何。

二 地元地方公共団体長或は宮内府

行政事務関係者などのはからいて、行幸巡路、お立寄地点などを決定する模様であるが、種々物議を醸し、批難を招き、請託、懇請激烈をきわめ、甚しきに至つては下檢分に際して欲待を要するとの風評もある。政府はこれらの弊害なきよう訓告を出していると思ふるも、断乎しゆく正を勵行せねばならぬ。巡幸プログラム等の決定については、政府は十分監督しているや否や。又これが所管は何大匠とするものか。

三 近く十一月下旬から中國地方巡幸の御予定と聞くが、その中には廣島市も訪せ給うと承る。同市は、この地に、天皇をのぞませられるは内外の感無量とするところである。

さればその巡幸予定のごとき眞に御仁慈に相應わしきよう慎重に吟味されねばならないと思ふが政府の所見は如何。

四 然るに聞くところによれば現在においては、同市は二時間余にて通過される程度に止まるとのことである。いわゆる素通りの程度に計画されてあるという事は、実に心なきわざと遺憾に堪えざるものである。

政府はかかる巡幸計画を至当と

考えるか如何。

世紀の歴史的都市を訪い給うことは、ただに一地方の問題ではないと思ふ。日本天皇と原爆その地の御行動とは世界の注視するところとなり。希くは平和日本の象徴であらせたまう天皇として最も嚴肅なる歴史的行幸であらせらるるよう政府の中核部においても深甚なる考慮と関心を拂われんことを希求して止まらぬ。

本員は政府の賢明なる答弁を期待するものである。

内閣参事第一二四号  
昭和二十二年十一月十四日  
内閣総理大臣 片山 哲  
参議院議長松平恒雄殿  
参議院議員山下義信君提出 天皇陛下巡幸に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下義信君提出 天皇陛下巡幸に関する質問に対する答弁書

参議院議員山下義信君提出 天皇陛下巡幸に関する質問に対する答弁書

一、宮内府は、内閣総理大臣の所轄であるから、宮内府の処置については政府は責任を負う。

二、行幸巡路、お立寄地点の決定については、当該都道府縣の原案にもとづいて宮内府において全般の計画を見合つて案を作成する。

風評の如きは全然事実無根である。

ると信するが、今後も斯かることのないように充分注意する。

三、四、廣島御巡幸については、日下案を作成中であつて決定してない。

農林大臣罷免に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月五日

池田 恒雄

参議院議長松平恒雄殿

農林大臣罷免に関する質問主意書

(1) 先般私の質問に対して首相は「關係がそれぞれの所管乃至主張に基き眞剣に意見を闘わすことは、私は民主主義政治の趣旨に副う所以である」と考ふる。斯かる眞剣な討議を通じて、はじめて國民全体の利福に合致する合理的な調整点が見出されるのであつて、現に米價問題に於ても既に大局的見地に立つ解決に到達するに至つてい

る。〔内閣参甲一〇二二号一〇二二二参照〕と答弁された。なるほど米價問題の対立は一應調整されたのであるが、閣内の対立混濁は調整されないで、平野農相罷免の破局へと進展した。この事実と首相答弁とはウソとホント

ウの差である。

何故に首相は眞剣なる議員の質問に対して事実を反するウソを答弁するのか。

(2) 閣内不統一の当事者たる平野農相がその責をもつて罷免されるのも諒解されるのであるが、これを罷免した首相の閣内不統一に関する責任のとり方は如何様にするのか。

(3) 米價問題の調整点に織込まれた平野農相の主張はその罷免後どのよう

に処置されるか。

(4) 農政一般について平野農相と和田安本長官の間に対立がみられたのであつたが、現内閣は平野農相を罷免する手段に訴えて安本農政を支持強行する方針か。

(5) 首相はこんど農相を兼任しているが、平野農政と片山農政との相異はいかなる点か。

(6) 現内閣が社会党を主班とする連立により新憲法下初代内閣として成立したことは美しき先例をつくるものとして國民一般が強く支持するところである。

連立内閣にあつては各党間の意見の相異もあり、それが大局的見地に立つ首相の努力によつて調整されてゆけば閣僚間に多少の対立があつたとしても亦止むを得ないと考へてゐる。

しかるにこの度の不統一問題は

首班政党たる社会党閣僚間の対立から起り、しかもその党の首相がその調整の術を失つた。

従つて、この問題の処置と首相の責任のとり方は、亦新憲法下の先例ともなるものであつて、首相並に民主主義政治を代表する社会党の極めて重大なる責任に感ずる。

この際、この問題に関する民主主義政治の趣旨に副うところの首相の措置方針をせん明にされたい。

内閣参甲第一二六号

昭和二十二年十一月十四日

片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員池田恒雄君提出農林大臣罷免に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員池田恒雄君提出農林大臣罷免に関する質問に対する答弁書

(一) 先般の質問主意書に対して私「關係がそれぞれの所管乃至主張に基き眞剣に意見を闘わすことは民主主義政治の趣旨に副う所以である」と云々とお答へしたのは主として米價問題についてであり平野農相を罷免したのはその他の重要問題についてしばしば内閣の方針に反する言動があつたからである。

(二) 私は今後閣内の統一を確保し、政府施策の遂行に遺憾なからしむることを以て、私の責任を果す唯一の途であると考えている。

(三) 米價に関する閣議の決定の中には平野前農相の主張も織込まれて居り、新米價に基いて今後供出促進その他のために努力する方針である。

(四) 特に安本農政にいろいろ如きものは存在しない農政は國政各部門と調整を保ちつつその一環として進められる。

(五) 國政の上に於て特に平野農政とか片山農政とかいふが如きものは存在しない。平野前農相の罷免以前に於ても以後に於ても現内閣の農林政策は一貫した方針に基いてゐる。

(六) 今後閣内の統一を確保し、一丸となつて政策の遂行に邁進すること、私を指名せられた國會の総意に副い、民主主義政治の大道に忠実なる所以であると信じている。

差益課税等 閣する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

差益課税等に関する質問主意書

一、公定價格の引上により小賣店及製造業者及卸賣店に対し差益税を課して居る政府の政策中に、小賣店の場合、特に、前値で販賣済みのものに対し後に課税され小賣店は困却して居る、之の差益税は製造業者及卸賣店のストックのみに課税するが正当であり又小賣店のストックに対し課税するが正当であるが、政府の処見を問う。

二、失業者と称し又無職者と稱しプロカー営業、特に主食物プロカーにより勤労者の一千八百円収入の數倍或は數十倍の利益を挙げてる者が幾百万人も居る、然かも無税である。政府は無職者に一ヶ月式百円前後の課税すべきである。病弱者、純失業者は別であるが、毎日、外出し何人が見てもプロカーたる人には必らず之の種課税の必要があると信するが如何。之の無職者はプロカーと稱する有職者である、一人一ヶ年二十四百円の税収は二百万人と見て四十八億円の税収となるが政府の課税有無の処見を問うものである。之の金額の半額を勤勞所得税の減額に歳出し、之の半額を治水、治山、事業に使用すべきであると信するが御処見を問う。

實際主食プロカーの収入は海岸地区より塩五升四百円前後にて

求め、米産地にて平均米一斗と取  
かえており、之の開費、二千円で  
之の差、一千六百円也、一ヶ月十  
五回で二万四千円の収入、汽車買  
雑費、四千円也、正味収益一ヶ月  
二万円の人は全額に、二百万人前  
後居り之の人々が、失業者、(無  
職者)と称し天下の總理大臣以上  
の収入があるのである。政府は片  
山首相の聰明を中心に本質問によ  
り無職者課税を断行すべきであ  
る。然らば、開商人プロカーの  
減少となり政界及経済界、開界も  
安定し一石三鳥五鳥の特長あるも  
のと信ずる。

三、政府の政策に甲、乙がある。警  
察官には靴を配給しておるが鉄道  
従業員には数十年來一足の靴も配  
給しておらない。且下鉄道員は下  
駄の様な靴の様な足袋の様な変型  
のものを大部分使用し、泣いてお  
るが、片山首相の高度民主化政治  
で一回ぐらゐ歴史的に靴を配給し  
てはどうか、通信省官吏も然り  
である。仕事をやるにさしつかえの  
無い様に善政を取るべきであ  
るが如何。山犬、山猫争議を大臣  
が無くするにはさしつかえの問題た  
る靴の配給にある。親心の慈悲こ  
そ政治の基本原理であるが政府の  
処見を問う。

内閣参甲第一二五号  
昭和二十二年十一月十四日

内閣總理大臣 片山 哲  
参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出差益課税  
等に関する質問に対し、別紙答弁書  
を送付する。

参議院議員小川友三君提出差益課  
税等に関する質問に対する答弁書  
一、價格差益は、御説のとおり、價  
格改訂時の製造業者及び販賣業者  
の手持商品について徴收すること  
になつてゐる。この手持商品を旧  
價格で販賣したことを確認すれば  
その部分については差益を徴收し  
ない取扱をしてゐる。

二、プロカー営業者の所得に対し  
ては、現在所得税が課税されてお  
り、これより課税所得を捕捉して  
十分課税の充実徹底を期し得るの  
であるから、プロカー等に対し  
特別課税をなすことは現在のところ  
考慮してゐない。ただ一部のプロ  
カー等が課税免れとなり、相  
当租税負担を免かれてゐる現状に  
あるから、これに対しては今後は  
調査の徹底に努め、脱税者の調査  
摘発、処罰の強化、第三者通報制  
の活用、滞納処分等の促進等によ  
り、いやくもこれらの利得者等

が課税を免かれてゐることがない  
ように一段と努力してゐる。又今  
回の所得税法の改正において、七  
万円を超える所得者に対する税率  
を相当引き上げるとともに、罰則  
の規定を強化することとし、これ  
らの利得者に対する課税の充実を  
期した次第である。

三、革靴につきましては国民生活の  
必需品でありますので政府に於き  
ましては出来るだけ多量に生産致  
しまして廣く需要者に行きわたら  
す様に万全の努力を致して居り  
ますが、何と申しましても原料た  
る皮革が非常に窮乏でありまし  
て、殊に終戦以來全然輸入があり  
ませんので各方面に不便をおかけ  
してゐる点は誠に遺憾に堪えませ  
ん。

具体的に昭和二十二年度の生産  
計画を申しあげますと年間二百八  
十万足であります。皮革の需給  
状況の悪化によりまして実際の生  
産見透しは精々二百万足内外にと  
どまらざるを得ない実情にありま  
す。之を総人口数に對比致します  
と三十七人に一足ということにな

ります。この僅少の靴を警察、鉄  
道、通信等の官吏に配給します  
と、一般國民に配給すべきものは  
皆無となりますので、乏しきを成  
るべく齊しくわかつという精神に  
よりまして、全部これを一般配給  
に振り向ける結果として、警察等の  
特殊部門に対する特別割当は目下  
の処これを行ふ余裕がない実情で  
あつて時節柄官業の従業員と雖も  
一般國民と齊しく不便を忍んで貰  
わなければならぬと考えます。

天皇、皇后兩陛下並に皇太子殿下  
御巡幸に関する質問主意書  
右の質問主意書を國會議法第七十四條  
によつて提出する。

昭和三十二年十一月八日  
小川 友三  
参議院議長 松平 恒雄 殿

天皇、皇后兩陛下並に皇太子殿下  
御巡幸に関する質問主意書  
國會開会時の今日、兩陛下並に皇  
太子殿下の突然の各地御巡幸に際し  
我々、國會議員は、参加御説明も何も  
出来ず民心の代表報告が出来ず御巡  
幸に對し万全を期し奉る事が欠ける  
処があると思ふが、政府は各地御巡  
幸の陛下の御日程を或は皇太子殿下  
の巡幸の御日程を國會にあらかじ  
め、報告する親切が必要と信ずるが  
政府の処見を問う。

右質問に對し速かなる御答弁を要  
求する。

内閣参甲第一二九号  
昭和二十二年十一月十四日  
内閣總理大臣 片山 哲  
参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出 天皇、  
皇后兩陛下並に皇太子殿下御巡幸に  
関する質問に對し、別紙答弁書を送  
付する。

参議院議員小川友三君提出 天皇、  
皇后兩陛下並に皇太子殿下御巡幸  
に関する質問に對する答弁書  
行幸啓は、特別の事情のない限  
り、御日程案の決定次第概ね一週間  
前に、これを官報新聞その他一般に  
発表して居り突然の行幸啓はないよ  
うにしてゐる。

小型水力発電所新設に関する質問  
主意書  
右の質問主意書を國會議法第七十四條  
によつて提出する。

昭和二十二年十一月八日  
小川 友三  
参議院議長 松平 恒雄 殿  
小型水力発電所新設に関する質問  
主意書  
水源地を利用して発電所を作る事  
は今日の電力不足に最も必要であ  
る。水源が四〇〇米以上の地は水量

少なくとも落差大なる故、能率的にこの方法を取る方が最大の効果がある。又小発電所で強い多量の発電が可能である。國民は停電にて産業上誠に困難しておるがこの方策を取る意思があるや。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

内閣参事第二七号  
昭和二十二年十一月十四日  
内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿  
参議院議員小川友三君提出小型水力発電所新設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出小型水力発電所新設に関する質問に対する答弁書  
小型水力発電所の建設は家用若しくは一地方の需要に供するものについてはその建設主体についても法的に何等拘束されておらず、商工省としても河川の一貫開路上支障のないものは、これを許可したい方針であり、特に遊休機械を利用する地点等については実現させたいと考えている。唯現状においては発電所の新設に関しては資材その他の事情から困難な実情にある。

耕作税課税に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月八日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

耕作税課税に関する質問主意書  
商人には營業税がある。農民に耕作税の課税は民主政治の大本と信ずる。一段歩で野菜にて一箇年二万円以上三万円の収益がある。主食物以外の野菜耕作地六拾坪以上に対し課税すべきである。十億万円前後の歳入となると信ずる。之れを海外同胞引揚者の救援に向けるべきと信ずるが政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる御答弁を要求する。

内閣参事第一二八号  
昭和二十二年十一月十四日  
内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿  
参議院議員小川友三君提出耕作税課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出耕作税課税に関する質問に対する答弁書  
農家の収益のうち野菜畑の収益は、特に都市近郊において相当額に達する実情にあるので、所得税の課税にあたりその実態を捕捉することにつとめ、所得税負担の公正を期しているが、更にいわゆる耕作税のごときものを創設することに関して

は、農家にはその田畑に対して地方税たる地租があり、これが地方税たる營業税に見合ふものと考えられているので、さらに野菜畑に対してあらたに耕作税を課税することは現在のところ考えていない。ただ營業と農業等に対して事業税のごときものを課税することとするかどうかについては、慎重に検討している。

○議長(松平恒雄君) これより本日の会議を開きます。治安及び地方制度委員長より、警察機構変更の状況実地調査のため、千葉縣に吉川末次郎君、中井光次君、鈴木直人君、羽生三七君、村尾重雄君、大隅憲二君、草葉隆圓君、黒川武雄君、岡田喜久次君、青山正一君、岡本愛祐君、岡元義人君、小野哲君、柏木康治君、駒井藤平君、阿竹齋次郎君、池田恒雄君、奥主一郎君及び酒田富藏君を、十一月十八日、一日間の日程を以て派遣したいとの要求がございました。これら十九名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて議員派遣の件は決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて議員派遣の件は決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、国会法第三十九條第二項の規定による国会の議決に関する件、お諮りいたします。ことは、明年三月三十一日まで、船員

中央労働委員会の委員に本院議員板谷順助君を充てる件でございます。念のため申し上げますが、議長は本件を予め議院運営委員会に付議いたしましたところ、同委員会においては異議がない旨の決定がございました。内閣総理大臣の申出にかかる本件を容れることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、職業安定法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長報告を求めます。労働委員長原虎一君。

職業安定法案  
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書添えて、報告する。

昭和二十二年十一月十日  
労働委員長 原 虎一  
参議院議長松平恒雄殿

第八條第四項を次のように改める。  
公共職業安定所の位置、名称、管轄区域、事務取扱の範圍、職員

の定員その他公共職業安定所について必要な事項は、労働大臣がこれを定める。

第十二條第十二項中「政令」を「命令」に改める。

多数意見者署名  
川上 嘉市 栗山 良夫  
平岡 市三 川村 松助  
竹下 豐次 穂積貞六郎  
小川 久義 松井 道夫  
早川 慎一 中野 重治  
藤井 丙午 奥 むめお  
赤松 常子 紅露 みつ  
深川タメエ 瓶 末治

要領書  
一、委員会の決定の理由  
新憲法第二十二條に定める職業選択の自由の趣旨その他新憲法の精神に鑑みて、職業紹介は、業その他職業の安定を図る事業の整備刷新を図ることが、我が國現下の急務である。この法案は、この必要に應ずるために制定せられたものであつて、この法案によれば、政府の行つた職業紹介、職業指導及び職業補導並びに政府以外の者の行つた職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業について、職業紹介機關の組織と、その運営方針並びに新憲法の趣旨に則る労働民主化の実現に関する規定等がその主要内容である。即ち本法案の施行によつて、職業紹介機關の業務活動を拡充し、職業安定に関する事業の従うべき指針を明らかにすることによつて、職業の安定と産業の発展に寄與するものとして、現

○議長(松平恒雄君) 日程第一、国会法第三十九條第二項の規定による国会の議決に関する件、お諮りいたします。ことは、明年三月三十一日まで、船員

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて議員派遣の件は決定いたしました。

下の社会状況に適合したる適切妥  
当な立法である。

然しこの法案第八條第四項に公  
共職業安定所の位置、名称、管轄  
区域、事務取扱の範囲は、労働大  
臣がこれを定めることになつてい  
るのに、職員その他必要な  
事項は、政令で定めることになつ  
ているのは、後者のみを政令によ  
つて定める理由に乏しく、この場  
合特に労働大臣と政令とに二分す  
る必要がない。よつて第四項の規  
定全部を労働大臣が定めることに  
修正し、更に第十二條第十二項  
は、職業安定委員会の規定は、本  
法案中に、詳細規定せられること  
になつたのであるから、それ以外  
の事項は、特に政令で規定する必  
要もなく、命令で労働大臣の専行  
に委ねた方が實際上の利便が多い  
ので、同項中の政令を命令に改め  
るべきものと議決した。

二、事件の利害得失  
公共職業安定所その他の職業安  
定機関が、憲法第二十二條の職業  
選択の自由の趣旨に則り、各人の  
有する能力に適當な職業に就く機  
会を興えることによつて、産業に  
必要な労働力を充足し、もつて職  
業の安定を図るとともに、経済の  
興隆に寄與し得る利益がある。

三、費用  
この法の施行に要する費用は、

本年度四ヶ月分として百八十九万  
円が予定されており、追加予算と  
して計上せられるはずである。

職業安定法案  
右の内閣提出案は本院においてこれ  
を修正議決した。

よつて國會議法第八十三條により送付  
する。  
昭和二十二年十月三十日  
衆議院議長 松岡 駒吉  
参議院議長 松平 恒雄殿

職業安定法案

職業安定法目次

- 第一章 總則
- 第二章 政府の行う職業紹介、職  
業指導及び職業補導
- 第一節 通則
- 第二節 職業紹介
- 第三節 職業指導
- 第四節 職業補導
- 第三章 政府以外の者の行う職業  
紹介、労働者の募集及び労働者  
供給事業
- 第一節 職業紹介
- 第二節 労働者の募集
- 第三節 労働者供給事業
- 第四章 雜則
- 第五章 罰則
- 附則
- 職業安定法
- 第一章 總則

(法律の目的)  
第一條 この法律は、公共に奉仕す  
る公共職業安定所その他の職業安  
定機関が、関係行政廳又は関係團  
体の協力を得て、各人に、その有  
する能力に適當な職業に就く機会  
を興えることによつて、工業その  
他の産業に必要な労働力を充足  
し、以て職業の安定を図るとも  
に、経済の興隆に寄與することを  
目的とする。

(職業選択の自由)  
第二條 何人も、公共の福祉に反し  
ない限り、職業を自由に選択する  
ことができる。  
(均等待遇)  
第三條 何人も、人種、国籍、信條、  
性別、社会的身分、門地、従前の  
職業、労働組合の組合員であるこ  
と等を理由として、職業紹介、職  
業指導等について、差別的取扱を  
受けることがない。但し、労働組  
合法の規定によつて、雇用主と勞  
働組合との間に締結された労働協  
約に別段の定のある場合は、この  
限りでない。

(政府の行う業務)  
第四條 政府は、第一條の目的を達  
成するために、左の業務を行う。  
一 國民の労働力の需要供給の適  
正な調整を図ること及び國民の  
労働力を最も有効に發揮させる  
ために必要な計画を樹立するこ  
と。

二 政府以外の者の行う職業紹  
介、労働者の募集又は労働者供  
給事業を労働者及び公共の利益  
を増進する上に、指導監督す  
ること。  
三 求職者に対し、迅速に、その  
能力に適當な職業に就くことを  
あつ旋すること。  
四 求職者に対し、必要な職業指  
導又は職業補導を行うこと。  
五 労働力の需要供給に関する情  
報その他の資料を集め、又はこ  
れを周知させること。  
六 個人、団体、学校又は関係行  
政廳の協力を得て、公共職業安  
定所の業務の運営の改善向上を  
図ること。  
七 失業保険法の規定によつて、  
給付を受けるべき者について、職  
業紹介、職業指導又は職業補導  
を行い、失業保険制度の健全な  
運用を図ること。

(定義)  
第五條 この法律で職業紹介とは、  
求人及び求職の申込を受け、求人  
者と求職者との間における雇川関  
係の成立をあつ旋することをいう。  
この法律で職業指導とは、職業に  
就こうとする者に対し、その者に適  
當な職業の選択を助言させ、及び  
その職業に対する適應性を大ならし  
めるために必要な実習、指示、助言

その他の指導を行うことをいう。  
この法律で職業補導とは、特別  
の知識技能を要する職業に就こう  
とする者に対し、その職業に就く  
ことを容易にさせるために必要な  
知識技能を授けることをいう。

この法律で労働者の募集とは、  
労働者を雇用しようとする者が、  
自ら又は他人として、労働者とな  
らうとする者に対し、その被用者と  
なることを勧誘することをいう。  
この法律で労働者供給とは、供  
給契約に基いて労働者を他人に使  
用させることをいう。

第一章 總則  
第一節 通則  
第六條 労働省職業安定局長は、勞  
働大臣の指揮監督を受け、この法  
律の施行に関する事項について、職  
業安定事務所長及び都道府縣知事  
を指揮監督するとともに、公共職業  
安定所の指揮監督に関する基準の  
制定、重要産業に対する労働者募集  
計画の樹立及び実施、失業対策の  
企画及び実施、労働力の需要供給  
を調整するための主要労働力需要  
供給圏の決定、職業指導及び職業  
補導に関する政策の樹立その他こ  
の法律の施行に關し必要な事務を  
掌り、所屬の職員を指揮監督する。  
労働大臣は、必要があると認め

その他の指導を行うことをいう。  
この法律で職業補導とは、特別  
の知識技能を要する職業に就こう  
とする者に対し、その職業に就く  
ことを容易にさせるために必要な  
知識技能を授けることをいう。  
この法律で労働者の募集とは、  
労働者を雇用しようとする者が、  
自ら又は他人として、労働者とな  
らうとする者に対し、その被用者と  
なることを勧誘することをいう。  
この法律で労働者供給とは、供  
給契約に基いて労働者を他人に使  
用させることをいう。

るときは、職業安定事務所を設置し、二以上の都道府県にわたる業務の連絡に当らせ、又は公共職業安定所関係の事務に従事する都道府県の職員に対し、その技術に関する事務について、適当な指示若しくは助言をさせることができ

(都道府県知事の権限)

第七條 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關し、公共職業安定所の業務の連絡統一に關する業務を掌り、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(公共職業安定所)

第八條 政府は、職業紹介、職業指導、職業補導、失業保険その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行わせるために、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。

公共職業安定所は、労働大臣の管理に属する。

公共職業安定所長は、都道府県知事の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

公共職業安定所の位置、名称、管轄区域及び事務取扱の範囲は、労働大臣がこれを定め、職員の定員その他公共職業安定所について必要な事項は、政令でこれを定める。

(職員の任用その他の人事)

第九條 公共職業安定所その他の職業安定機関の行う業務を効果あらしめるために、國、都道府県又は公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、労働大臣の定める資格又は経験を有する者でなければならぬ。

前項に規定する官吏その他の職員については、職業安定機関に通ずる一定の基準によつて、勤続年数の計算及び補職、給與その他の人事を行い、並びにその意に反して、職業安定機関以外の機関の職に轉じさせることはないものとする。

第一項に規定する國の官吏その他の職員は、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府県及び公共職業安定所の二級官である官吏は、都道府県知事の内申に基いて、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府県及び公共職業安定所の三級官である官吏その他の職員は、都道府県知事がこれを任命する。

(連絡委員)

第十條 公共職業安定所の業務を補助させるために、連絡委員を置く。前項の連絡委員は、都道府県知事が、これを命ずる。

前二項に定めるものの外、連絡

委員について必要な事項は、命令でこれを定める。

(市町村長の職務)

第十一條 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)は、公共職業安定所長の指示に従い、左の事務を行う。

- 一 公共職業安定所に直接申し込むことのできない求人又は求職の申込について、これを公共職業安定所に取り次ぐこと。
二 求人者又は求職者の身元等の調査に關し、公共職業安定所から照会があつた場合これを調査すること。
三 公共職業安定所からの求人又は求職に關する通報について、これを周知させること。

(職業安定委員会)

第十二條 公共職業安定所の業務その他この法律の施行に關する重要事項を審議させるために、中央職業安定委員会、都道府県職業安定委員会及び特別地区職業安定委員会を置く。

労働大臣は、前項に規定する職業安定委員会の外、関係都道府県知事の申請に基いて必要があると認めるときは、都道府県内の一部を管轄区域とする地区職業安定委員会を置くことができる。

中央職業安定委員会は、労働大臣の諮問に、特別地区職業安定委員

員会は、労働大臣又は関係都道府県知事の諮問に、都道府県及び地区職業安定委員会は、関係都道府県知事の諮問に應じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に應じ、関係行政廳に建議することができる。

公共職業安定所長は、関係がある特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会に対し、意見を求めることができる。

職業安定委員会は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者及び公益を代表する者<sup>○各、同数</sup>でこれを組織する。

職業安定委員会の委員は、労働大臣がこれを命じ、都道府県職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会の委員は、関係都道府県知事が推薦した者について、労働大臣がこれを命ずる。

都道府県職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会は、一箇月に一回以上、中央職業安定委員会は、三箇月に一回以上、これを招集しなければならぬ。

職業安定委員会は、必要がある

と認めるときは、その業務に關する事項について、関係行政廳に、報告を求めることができる。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、同議院の労働委員会の合同審査会の議を経て、同会の議決を得なければならぬ。その金額を変更するときも同様とする。

前各項に定めるものの外、職業安定委員会について必要な事項は、政令でこれを定める。

(業務報告の様式)

第十三條 職業安定局長は、都道府県及び公共職業安定所が、この法律の規定によつてなす業務報告の様式を定めなければならない。

都道府県及び公共職業安定所の業務報告は、前項の様式に従つて、これをしなければならぬ。

(労働力の需給に關する調査)

第十四條 職業安定局長は、都道府県及び公共職業安定所の労働力の需供給に關する調査報告により、雇用及び失業の状況に關する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基いて、労働力の需供給の調整を図り、以て雇用量を増大することに努めなければならない。

(職業調査及び産業に対する奉仕)

第十五條 職業安定局長は、労働者

の募集、選考、配置轉換等に関する問題の処理について、原用主から指導を求められた場合においては、職業に関する調査の結果に基づいて、その処理に必要な資料、方法及び基準を指示し、以て産業の進展に奉仕することに努めなければならない。

職業安定局長は、公共職業安定所に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成しなければならない。

第二節 職業紹介

(求人者の申込)

第十六條 公共職業安定所は、いかなる求人者の申込も、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するときは、又はその申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働条件が、通常の労働条件と比べて、著しく不適当であると認めるときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求人者に対し、その求人数、労働条件その他求人者の条件について、指導することができる。

(求職者の申込)

第十七條 公共職業安定所は、いかなる求職者の申込についても、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求職者に対し、その就職先労働条件、就職地その他求職者の条件について、指導することができる。

公共職業安定所は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試験及び技能の検査を行うことができる。

(労働条件等の明示)

第十八條 求人者は、求人者の申込に当り、公共職業安定所に對し、公共職業安定所は、紹介に當り、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(紹介の原則)

第十九條 公共職業安定所は、求職者をその能力に適合する職業に紹介するよう努めなければならない。

公共職業安定所は、求職者に対し、できるだけその住所又は居所の変更を必要としない就職先について、これを紹介するよう努めなければならない。

公共職業安定所が、その管轄区域内において、求人者の希望する

求職者又は求人者を充足することができないときは、近接する公共職業安定所に連絡し、その公共職業安定所において、充足が困難なときは、他の公共職業安定所に連絡しなければならない。

公共職業安定所間の連絡に関する手続については必要な事項は、命令でこれを定める。

(争議行為に対する不介入)

第二十條 公共職業安定所は、労働争議行為における中立の立場を維持するため、現に争議行為が発生している労働者又は非労働者の行為が争議行為の発生する虞があることとが明らかでない限り、求職者を紹介してはならない。

公共職業安定所は、その紹介する労働者の部門が、前項に規定する労働争議行為の発生する虞がある部門に属するものである場合には、労働争議行為の発生を無制限に紹介してはならない。

公共職業安定所は、求職者に対し、労働争議行為の発生を無制限に紹介してはならない。

公共職業安定所は、求職者に対し、労働争議行為の発生を無制限に紹介してはならない。

(施行規定)

第二十一條 職業紹介の手続その他職業紹介に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 職業指導

(職業指導の原則) 第二十二條 公共職業安定所は、身体に障害のある者、あらたに職業に就こうとする者その他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、職業指導を行わなければならない。

(適性検査) 第二十三條 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、職業指導を受ける者について、適性検査を行うことができる。

(学校に対する協力) 第二十四條 公共職業安定所は、学校を卒業する者に対し学校の行う職業指導に、協力しなければならない。

(施行規定) 第二十五條 職業指導の方法その他職業指導に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(職業補導の原則) 第二十六條 職業補導は、労働力の需要供給の状況に應じて、必要な職業補導目について行わなければならない。身体に障害のある者その他特別の職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するよう補導の種目及び方法が選定されなければならない。

職業補導には、共同作業施設及び共同作業特別施設における作業の訓練を含むものとする。

(職業補導所の設置) 第二十七條 都道府県知事は、前條の職業補導を行うため、職業補導所を設置して、自らこれを経営し、又は公共團體その他の者に、その経営を委託することができる。

労働大臣は、都道府県において職業補導事業を行うことが必要であると認める場合において、当該都道府県知事がその職業補導事業を行わないときその他特別の事情があるときは、職業補導所を設置して、自らこれを經營し、又は公共團體その他の者に、その經營を委託することができる。

第二十八條 政府は、都道府県知事が設置する職業補導施設の經營に要する費用について、その全部又は一部を補助することができる。

政府は、職業補導所において職業補導を受ける者に対して、手当を支給することができる。

(職業補導の基準の制定等) 第二十九條 労働大臣は、公共團體その他の者の行う職業補導事業に關し、職業補導所の規模、補導種目、補導内容及び補導期間に關し必要な基準を定め、教科書の編さん、設備又は資料の確保その他職

業補導には、共同作業施設及び共同作業特別施設における作業の訓練を含むものとする。

(職業補導所の設置) 第二十七條 都道府県知事は、前條の職業補導を行うため、職業補導所を設置して、自らこれを經營し、又は公共團體その他の者に、その經營を委託することができる。

労働大臣は、都道府県において職業補導事業を行うことが必要であると認める場合において、当該都道府県知事がその職業補導事業を行わないときその他特別の事情があるときは、職業補導所を設置して、自らこれを經營し、又は公共團體その他の者に、その經營を委託することができる。

政府は、都道府県知事が設置する職業補導施設の經營に要する費用について、その全部又は一部を補助することができる。

業補導所の経営に關し必要な事項について、これを援助しなければならぬ。

公共職業安定所は、前項の職業補導所において補導を受けるべき者の選考及びあつ旋を行わなければならない。

(都道府縣知事の行う援助)

第三十條 都道府縣知事は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成以外の作業の訓練計画を実施しようとするときは、これに對し、必要な技術につき、援助をしなければならぬ。

(施行規定)

第三十一條 前五條に定めるもの外、職業補導事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

第一節 職業紹介

(有料、営利職業紹介事業)

第三十二條 何人も、有料で又は營利を目的として職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業をあつ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、予め中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

有料で又は營利を目的として職業紹介事業を行う者は、労働大臣の許可を受けた金額を超える手数料その他の報償金を受けてはならない。

第一項の許可の有効期間は、一年とする。

第一項の許可の申請の手續その他有料で又は營利を目的として行う職業紹介事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(無料職業紹介事業)

第三十三條 無料の職業紹介事業を行おうとする者は、労働大臣の許可を受けなければならない。

労働大臣が前項の許可をなすには、予め中央職業安定委員会に諮問しなければならない。但し、労働組合法による労働組合に對し許可をなす場合には、この限りでない。

第一項の許可の有効期間は、二年とする。

第一項の許可の申請手續その他無料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(帳簿書類の作成等)

第三十四條 第十六條から第十八條まで、第十九條第一項及び第二十條の規定は、政府以外の者の行う職業紹介事業について、これを準用する。

前二條の規定によつて職業紹介事業を行う者は、その業務に關して、命令で定める帳簿書類を作成し、その事務所に備えて置かなければならない。

第二節 労働者の募集

(文書による募集)

第三十五條 新聞紙、雜誌その他の刊行物に掲載する廣告又は文書の掲出若しくは頒布による労働者の募集は、自由にこれを行うことができる。但し、通常通勤することができない地域以外の地域から、労働者を募集しようとする場合においては、募集を行う者は、募集の内容を、公共職業安定所長に通報しなければならない。

(文書以外の方法による募集)

第三十六條 労働者を雇用しようとする者が、前條に規定する方法以外の方法で、自ら労働者を募集し、又はその被用者をして労働者を募集せよとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。但し、通常通勤することができない地域から、労働者を募集する場合は、この限りでない。

(委託募集)

第三十七條 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとするときは、労働大臣の許可を受けるなければならない。

けなければならない。

被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとする者が、その被用者以外の者に報償金を與えようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

(募集の制限)

第三十八條 公共職業安定所長は、労働力の需要供給を調整するため必要があるときは、第三十五條の規定による募集に關し、募集地域又は募集時期について、文書による理由を附して制限することができる。

労働大臣は、前二條の規定によつて労働者の募集を許可する場合においては、労働者の募集を行おうとする者に対し、募集地域、募集人員その他募集方法に關し必要な指示をなすことができる。

(募集地域の原則)

第三十九條 労働者の募集を行おうとする者は、通常通勤することができない地域から、労働者を募集し、その地域から、労働者を募集することが困難なときは、その地域に近接する地域から、労働者を募集するように努めなければならない。

(報償受領の禁止)

第四十條 募集を行う者又は第三十六條若しくは第三十七條第一項の規定によつて労働者の募集に従事する者は、募集に應じた労働者から、第三十二條第三項の手数料その他の報償金の外、その募集に關し、いかなる名義でも、財物又は利益を受けてはならない。

する者は、募集に應じた労働者から、第三十二條第三項の手数料その他の報償金の外、その募集に關し、いかなる名義でも、財物又は利益を受けてはならない。

(財物等の給與の禁止)

第四十一條 労働者の募集を行う者は、第三十六條又は第三十七條第一項の規定によつて労働者の募集に従事する者に対し、同條第二項の規定によつて労働大臣の許可を受けた報償金又は実費弁償その他被用者に支給する資金若しくは給料及びこれらに準ずるものを除いては、財物又は利益を與えてはならない。

(労働条件等の明示)

第四十二條 第十八條及び第二十條の規定は、労働者の募集について、これを準用する。

(施行規定)

第四十三條 労働者の募集に關する許可の申請手續その他労働者の募集に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 労働者供給事業

(労働者供給事業の禁止)

第四十四條 何人も、第四十五條に規定する場合を除くの外、労働者供給事業を行つてはならない。

(労働者供給事業の許可)

第四十五條 労働組合法による労働

組合が、労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

(労働条件等の明示) 労働者に対する不介入)

第四十六條 第十八條及び第二十條の規定は、前條の労働組合の行う労働者供給事業について、これを準用する。

(施行規定)

第四十七條 労働者供給事業に関する許可の申請手續その他労働者供給事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 雜則

(報告の請求)

第四十八條 行政廳は、必要があると認めるときは、労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は離職の状況、賃金その他の労働条件等職業安定に関し必要な報告をさせることができる。

(検査)

第四十九條 行政廳は、許可を受けて職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し、事業又は業務に関する報告をさせ、当該官吏をして、その事務所又は事務所に臨検し、事業若しくは業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項に規定する検査を行う場合

において、当該官吏は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(事業の停止又は許可の取消)

第五十條 労働大臣は、許可を受けて職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者が、法令若しくはこれに基づく行政廳の処分違反し、又はその事業若しくは業務が公益を害する虞があると認めるときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(秘密の保守)

第五十一條 公共職業安定所の業務又は政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集若しくは労働者供給事業に関して、労働者、雇用主その他の者から知り得た労働者又は雇用の個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。但し、職業安定局長の指示に基づいて公表する場合は、この限りでない。

(職員の教養訓練)

第五十二條 政府は、その行う職業紹介、職業指導、職業輔導その他この法律の施行に関する事務に従事する職員を教養し、及びその訓練を行うため、計画を樹立し、必要な施設を設けなければならない。

(官廳間の連絡)

第五十三條 政府は、この法律に規定する職業紹介、職業指導、職業輔導、労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官廳の事務の調整を図り、及び國民の労働力を最も有効に發揮させる方法を協議するため必要であると認めるときは、連絡委員会を設置することができる。

(雇入方法等の指導)

第五十四條 労働大臣は、労働者の雇入方法を改善し、及び労働力を事業に定着させることによつて生産の能率を向上させることについて、工場事業場等を指導することができる。

(費用の支出)

第五十五條 政府は、公共職業安定所その他の職業安定機関がこの法律を施行するために必要な経費を支出しなければならない。

労働大臣は、前項の規定によつて都道府縣に配賦すべき同項の経費の配賦基準を定め、都道府縣知事の申請により、その基準に基づいて、これを配賦しなければならない。

都道府縣知事又は市町村長は、この法律の規定によつて行うその業務の改善向上を図るため、前項の規定によつて配賦を受けた國の経費の外必要な経費を支出することができる。

(都道府縣知事に対する監督)

第五十六條 労働大臣は、都道府縣知事のした処分が、この法律若しくはこの法律の規定に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反すると認めるときは、文書を以て、当該都道府縣知事にその旨を通告し、且つ、その文書を受領した後三十日以内に当該違反の事項を是正すべきことを命令しなければならない。その文書には、当該都道府縣知事の違反事項を明記しなければならない。

第五十七條 前條の命令を受けた都道府縣知事が、同條に規定する期間内に当該違反事項を是正しないときは、労働大臣は、当該都道府縣を管轄する高等裁判所に対し、当該都道府縣知事に違反事項の是正を命ずべきことを請求することができる。

労働大臣は、高等裁判所に対し、前項の規定による請求をしたときは、直ちに文書を以て、これを当該都道府縣知事に通告するとともに、高等裁判所に対し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

高等裁判所は、第一項の規定による請求を受けたときは、審理の期日に当事者を呼び出さなければならない。審理の期日は、第一項の規定による請求を受けた日から

二十日以内とする。

高等裁判所は、労働大臣の請求が理由があると認めるときは、当該都道府縣知事に対し、二十日以内に、当該違反事項を是正すべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

第五十八條 都道府縣知事が、前條第四項の裁判に従い違反の事項を是正しないときは、労働大臣は、同條第一項の高等裁判所に対し、その事実の確認の裁判を求めることができる。

労働大臣は、前項の確認の裁判があつた後、必要があると認めるときは、この法律の規定により、当該都道府縣内に設置された公共職業安定所その他の職業安定機関を直接に指揮監督するとともに、所属の官吏をして、都道府縣知事に代わつて、この法律の規定によりその行うべき職務を行わせることができる。

前條第四項の裁判を受けた都道府縣知事は、同條第一項の高等裁判所に対し、当該裁判に従い違反の事項を是正したことを証明して、前項の規定による労働大臣の権限を消滅させることを請求することができる。

第五十九條 前二條の規定による裁判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することが

できる。

前項の規定による上訴は、執行停止の効力を有しない。

前二條に規定する高等裁判所の審理及び裁判の手續は、最高裁判所がこれを定める。

(権限の委任)

第六十條 前三條に規定する手續については、労働大臣は、必要があるとき、司法大臣に協力及び援助を求めることができ、る。

第六十一條 この法律に規定する労働大臣の権限は、命令の定めるところによつて、これを行政廳に委任することができ、る。

(船員に対する適用除外)

第六十二條 この法律は、船員法第一條に規定する船員については、これを適用しない。

第五章 罰則

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千万円以上三千万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業

紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

第六十四條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條第一項本文の規定に違反した者又は同項但書の規定に違反して労働大臣の許可を受けず有料で若しくは營利を目的として職業紹介事業を行つた者

二 第三十三條第一項の規定に違反した者

三 第三十六條又は第三十七條第一項の規定に違反した者

四 第四十四條の規定に違反した者

五 第四十五條の規定に違反して主務大臣の許可を受けず、又は有料で労働者供給事業を行つた者

第六十五條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三十七條第二項の規定に違反した者

二 第三十八條の規定による制限又は指示に従わなかつた者

三 第四十條又は第四十一條の規定に違反した者

四 虚偽の廣告をなし、又は虚偽の條件を呈示して、職業紹介、

労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

第五 労働条件が法令に違反する工場事業場等のために、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者、又はこれに従事した者

第六十六條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第三十四條第二項の帳簿書類を作成せず、若しくは備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二 第四十八條の規定に違反して、故なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十九條第一項の規定に違反して、故なく報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十七條 この法律の違反行為をした者が、法人又は人の事業又は業務について、当該法人又は人のために行為をした代理人又は被用者である場合において、法人又は人が普通の注意を拂へば、その違反行為を知ることができるときは、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

法人又は人が違反の計画を知

り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、当該法人又は人も行為者として、これを罰する。

附則

この法律は、昭和二十二年一月一日から六十日を超えない期間において、政令でこれを定める。

この法律施行の際、現に行政廳の許可を受けて、職業紹介事業又は労働者供給事業を行つ者は、この法律施行後三箇月を限り、引き続きその事業を行つことができる。

職業紹介法は、これを廢止する。

(原虎一君發議、拍手)

○原虎一君 只今議題となりました職業安定法案につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告をいたしたいと存じます。

先ず本案の内容について申し上げますが、新憲法第二十二條に定められました職業選択の自由の趣旨、その他新憲法全般に現れております精神に鑑みまして、職業紹介事業その他職業の安定を圖る事業の整備刷新を圖ることが、我が國現下の急務でありまして、この法案はこの必要に應ずるために制定せられたものであります。

その内容は、政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導、並びに政府以外の者の行う職業の紹介、労働者の募集及び労働者供給事業につきまして、職業紹介機關の組織とその運営の方針、並びに新憲法の趣旨に則る労働行政の民主化の実現に関する規定等が主要なものであります。

而して本法案の目的とするところは、その第一條に明記してありますごとく、公共職業安定所その他の職業安定機關が、各人の有する能力に適當なる職業に就く機会を與えることによつて、産業の必要勞力を充足して職業の安定を圖ると共に、經濟の興隆に寄與せんとするものであります。

現行法といたしましては、職業紹介法があるのであります。この職業紹介法なるものは、勞務の統制、配置を目的として制定せられたものであります。新憲法によつて人權が尊重せられますようになりました現在におきましては、妥當を欠く点が多いのに鑑みて、政府は今日これを廢止してこれに代るものとして本法案を提出したのであります。

而して本委員会は、八月二十二日から七回に亘つて予備審査を行ひ、極めて慎重に審議を重ねたのであります。十月三十日衆議院から本院に送付されました、更に本審査を行なつたのであります。政府から米窪労働大臣その他の政府委員が出席し熱心なる説明及び答弁があつたのであります。

以上が本法案の内容の大体の説明であります。

これから法律案審議の経過の概略を申し上げます。

第一は、本法案の題目であります「職業安定」という言葉は、本法案の内容を端的に表現していないから、他の適當なる言葉に変更すべきではないかとの質問に対し、政府は、従来の職業紹介法は、職業紹介事業に重点を置いた名称であつたのに対して、職業安定法案は、この法律の究極の目的とするところに重きを置いたもので、法律の内容を示すにふさわしい名称であるとの趣旨の答弁があつたのであります。

第二は、本法案が、新憲法で認めておる個人の職業選択の自由の趣旨によつて一貫しておるのはいが、そのために労働力の充足ができない場合の調整はいかにするかという質問に対して、政府は、先ず職業に対する啓蒙を行うこと、次いで労働力を必要とする産業部門の労働条件を改善することによつて、何らの行政手段を取らないで、必要労働力の充実に努める方針である旨の答弁があつたのであります。

第三は、職業行政の特殊性はこれを認めるに吝かでないけれども、他方において、地方自治の精神を重んずるよう、本法案第六條乃至第八條に規定する職業行政の組織及び機関の権限を検討して、できるだけ実務を地方に委任すべきであるとの意見に対しまして、

政府は、本法案は一方全国の職業安定機関の連絡統一ある運営をする必要性と、他方において地方自治の本旨との調和を図つたものでありまして、できる限り都道府県知事の存在を尊重して権限を委任してある旨の答弁がありました。

第四は、本法案第九條においては、都道府県又は公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に従事する者は、労働大臣の定める資格又は経験を有する者でなければならぬことになつておるが、その資格又は経験の具体的基準はいかになつておるかとの質問に対しまして、政府は具体的には政令で定めることとして、目下研究中である旨の答弁がありました。又職員に婦人をも任用するようにとの質問に対しまして、政府もその趣旨に副いた旨の答弁があつたのであります。

第五は、本法案第十二條に規定する職業安定委員会の運営に当りましては、努めて民主的にこれを行ひ、委員の中には婦人委員を入れ、又委員会の中に年少者に対する職業指導及び補導の部会を設けよ、又委員会は労働者代表、雇用主代表及び公益代表者がおのおの同数でこれを組織することが適當であるとの意見に対しまして、政府は、その趣旨は十分に了承して、その実現に努力する旨の答弁がありました。又更に職業安定委員会の委員には旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする

規定を本法案中に挿入すべきであるとの意見に対しまして、政府からはかかる施行上の細則は政令又は命令を以て規定した方が便利であると認めるが、本法案中に規定されても別段支障を来たすものではない旨の答弁があつたのであります。

第六は、争議行為に対する公共職業安定所の不介入を規定している第二十條に「業務の部門」という字句を用いてゐるが、これは明確を欠くので、これを「事業所」と改め、又争議行為に關係のない業務の部門に求職者を斡旋することを認めてゐる。第二項の規定は「中立の立場を維持する」という原則に反する趣意があるので、削除すべきではないかとの意見に対し、政府は、公共職業安定所の争議行為に対する中立性を維持する規定は必要であり、この法文の運用如何によつて、その中立性が失われようとは考えられない。尙本條第二項も必要な規定とは思ふが、委員会において他に適當なる表現に修正されることも、政府は敢えて原案を固執するものではない旨の答弁があつたのであります。

第七は、本法案第二十八條の職業補導所の規定に關連して、職業補導所に入所中の補導生に対し、安心して補導を受け得るよう補導手当の増額について、熱心なる要望があつたのに対して、政府は、政府としても予てこの点を考慮中でありまして、でき得れば追加予算において補導手当支給額の増額を

考慮したい旨の答弁がありました。

第八は、労働者の募集に關する本法案第三十五條は、新聞紙、雑誌その他刊行物に掲載する廣告又は文書の掲出、頒布による募集は原則として自由にこれを行ひ、募集内容を公共職業安定所長に通報することを要しないことになつてゐるが、労働力の需要供給の調整を図る上から見て、すべて通報を要することにすべきではないかという質問に対して、政府は、労働者の募集については弊害あるものを除いて、できるだけ自由な活動を認めるべきであり、公共職業安定所としては、その職務上当然管轄区域内の労働者募集の状況を知らねばならないが、それは募集を行う者からの通報によるのでなく、安定所自体の努力によつて当然知り得べきものでありますから、條文に規定する必要はない旨の答弁がなされました。

第九は、法案第四十四條に労働者供給事業禁止の原則を掲げているが、往非合法的に行われる事実があるが、これらの対策如何という質問に対して、政府は、他人の労働に対する中間搾取を排除することは労働基準法にも明記してあることであり、本法に對する脱法行為については嚴重にこれを監視しまして、法の精神を十分に貫徹するように、努力するとの答弁がありました。

第十は、本法案の罰則について、その規定する罰金額は現下の社会情勢から考え難きに失しないか。特に罰金刑については、もつと高額にすべきである。然らざれば悪質の違反者に対する戒告としては、その効果を欠きやしなやかという趣旨の質問に対して、政府は、本法案の罰則は大体において労働基準法の罰則との均衡を考慮したる上に定めたものでありまして、罰則としても体刑と罰金刑とは選択し得るので、犯情によつては体刑を科することができるのでありまして、實際上の不都合はない。又罰金額が現在の貨幣価値から見ても、低額に過ぎるとの御意見ではあるが、これは刑法法規全体に通ずる問題でありまして、いづれ検討を加へることになるだらうという旨の答弁がありました。

以上が大體本法案に關する主要なる質疑應答の概要であります。

尙本法案の審議に關連いたしまして、企業整備について特に質問が繰返されましたことを申添えたいと思ひます。これに対しまして、政府からは、企業の整備に當りましては、先ず企業の経営自体を合理化すること、次に人員については、経営体内部における配置轉換を行ひまして、極力失業者発生を防止し、止むを得ず発生する失業者に対しては、失業保険、失業手当制度の実施によりまして生活の不安を除くことを期したい。巷間傳へられるように、企業整備即首切りであつてはならない

という旨の答弁がありました。

右申述べました質疑應答の外に、いろいろな角度から政府側と委員側とに詳細かつ多岐に亘る質疑應答が交換されましたが、これ速記録によつて御承知を願いたいと存じます。これらの質疑應答は殆んど予備審査中に終りまして、修正点につきまして協議を遂げまして、逐次衆議院側と緊密なる連絡をとり、打合せをいたしましたのであります。従いまして配付になりました衆議院の修正案の中には、参議院の委員会の意見が多分に織込まれております。

かくて質疑を終りまして討論に移りましたところ、第八條第四項及び第十二條第十二項に關しまして修正を加うべしとの動議が出たのであります。修正案を朗読いたします。

第八條第四項を次のように改める。

公共職業安定所の位置、名称、管轄区域、事務取扱の範囲、職員、定員その他公共職業安定所について必要な事項は、労働大臣がこれを定める。

第十二條第十二項中「政令」を「命令」に改める。

かような修正案であります。その理由とするところは、本法案第八條第四項に、公共職業安定所の位置、名称、管轄区域及び事務取扱の範囲は、労働大臣がこれを定めることになつてお

るのに、職員の定員その他必要な事項は政令で定めることになつておるの

は、後者ばかりを政令によつて定める理由が薄弱でありまして、この場合特に労働大臣と政令とに二分する必要がある。第四項の規定全部を労働大臣が定めることにした方が適當と認める。

又第十二條第十二項は職業安定委員会に關する補足規定ともいふべきものであるが、その大要が法律で規定されることになつたのでありますから、これ以外の事項は特に政令で規定する必要もなく、命令で労働大臣の専行に委ねた方が實際的であるのであります。これがこの修正の理由であります。

右修正動議の討論に入りまして、採決の結果、全会一致、右修正案を可決せられたのであります。次いで修正箇所を除く法案全部を採決いたしましたところ、全会一致で可決いたしました。かくて職業安定法案は修正議決せられたものであります。

尙最後に申上げたいことは、この法案につきまして討論中、委員より左の諸点に關しまして政府に対し強く要望する意見の開陳があつたことでありまして、この要望の中には、先刻政府側と委員側との質疑應答中におきまして申上げました点もございしますが、その要望の重要性に鑑みましてここに繰返して申上げたいと存じます。

第一は、本法案によりまする職業安定所は、國民に対する奉仕機關となつた

のでありますから、その職員をしてこの奉仕の精神を十分に正解せしむると共に、施設の改善、職員の待遇向上のために政府は遺憾なきを期するため、最大の努力を拂うべきである。

第二は、職業選択の自由によつて、今後は危険又は非衛生の甚だしきもの、その他これに類する職業を忌避して、これがために産業の興隆に支障を招く虞れなしといえない。かかる万人の忌避するよるな職場に対して十分に労働力を確保するために、政府はよろしくこの種の職業に就く者に対して、或いは施設の面において、或いは給與の面において、又その他の点において、特別の優遇措置を採用するか、又は事業主に対してこれをなせしむるようにと、いう希望があつたのであります。

第三は、同種職業又は作業所閉鎖が行われした場合に、事業主は職業安定所に対してその事実を通報するよう、政府において適當なる措置を講じて欲しいという要望であります。

第四は、職業安定所は婦人求職者に対する窓口を成るべく別にし、特にその専任婦人職員の年齢、経験に留意すると共に、更に婦人求職者の特に多数と認められる地域においては、特別の婦人職業安定所を設けることを政府に対して強く要望せられたのであります。

第五は、政府は、職業補導所の拡充には特に留意し、補導所長及び指導員

の地位、待遇の向上に努めると共に、補導所に対する資材の制当、道具の完備等に万遺憾なきを期すべきであるとの要望であります。

要するに、本法案成立によつて國民に對する奉仕本位の法律として、十分にその精神を発揮するように、特に政府の善処について強い要望があつた次第であります。

以上を以ちまして労働委員会の審議状況の報告を終りたいと存じます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより採決をいたします。委員長は修正議決報告をございませぬ。本案全部を問題に供します。本案全部、委員長の報告通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

(議員起立)

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員長報告の通り修正議決せられました。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 日程第三、地方鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。先ず委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員長板谷順助君。

審査報告書

地方鉄道法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月十三日

運輸及び交通 委員會議事 小野 哲 参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

中村 正雄 小泉 秀吉 丹羽 五郎 飯田精太郎 大隅 憲二 若木 勝藏 村上 義一 尾崎 行輝 新谷寅三郎 橋本直右衛門 植竹 春彦 境野 清雄 早川 慎一

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二年通省令第三十六号案

道事業規則は、昭和二十二年法律第七十二号の規定により、同年十二月三十一日を以て失効するので案道に關する規定を地方鉄道法中に設けるため地方鉄道法の一部を改正する法律の制定すること

は、適當の措置であると認める。二、事件の利害得失

案道事業規則の失効に対処し得る利益がある。三、費用

此の法律施行には、特別の費用を要しない。

地方鉄道法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月七日

参議院議長 松岡 野吉

参議院議長 松平恒雄殿

地方鉄道法の一部を改正する法律案

地方鉄道法の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「地方鐵道ニ接続スルモノ」の下に「及索道」を加える。

第二十九條 削除

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

〔板谷順助君發壇、拍手〕

○板谷順助君 只今議題となりましたる地方鐵道法の一部を改正する法律案に對する委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は索道に関する問題であります。索道は架空したる、即ち空に鐵線又はこれに類似したる路線によりまして、運搬物を吊して人或いは物を運ぶという事業であります。

〔議長退席、副議長着席〕

即ちケーブルカーであります。この

索道は昭和二年に通信省令第三十六号が、この規則は法律に基く省令でありませぬので、これが昭和二十二年法律第七十二号の規定によりまして本年末を以て失効することになるものであります。そこで暫定的の処置といたしまして、地方鐵道法第一條第三項に索道に関する事項を入れて、詳細の規定は命令に譲ることとしたのが、本法案の趣意であります。尙地方鐵道法第二十九條は地方鐵道業者の軍に對する供用義務に関する規定でありましたのであります。この点はこの際これを削除することにしたのであります。

委員会は本月の十三日に開催されましたのであります。先ず政府より提案理由の説明があつたのであります。これによりまして、現在索道事業はその数が多いわけではございませんが、鐵道に比べて施設は簡單でありまして、建設費も左程多額を要するものではないので、相当地方的に發展を見るものと予想されます。又公共的の事業でもあるから、危険防止の点から十分監督を必要とする。然るに索道事業規則が法律に根拠のない省令であるため、昭和二十二年法律第七十二号の規定によりまして、本年末を以てその効力を失うのであります。この法案を可決することによつて、この法案を決めたいというのであります。詳細の規定は命令に譲

ることになつておるのであります。その命令は暫定的なものであるから、現行の索道事業規則を整理いたしまして、これと同様の規定を置くことにしたいと思つておる。又政府においては、新憲法の施行に伴ひまして、現行の地方鐵道法はこれに索道も含めて種々不備な点を是正することに鋭意只今研究中であつて、成るべく早い機会に議會に改正法律案を提出したいと思つておるといふ説明であつたのであります。

本案は事理極めて簡單明白であります。質疑、討論も簡單に終了いたしました。採決の結果、全会一致可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立、よつて本案は全会一致を以て可決されました。

○副議長(松本治一郎君) 日程第四、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案内閣提出、衆議院送付を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。商業委員長一松政二君。

審査報告書  
昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。  
昭和二十二年十一月十三日  
商業委員長 一松 政二  
参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名  
大野木秀次郎 黒川 武雄  
佐伯伯四郎 丸鬼紋十郎  
島津 忠彦 小林米三郎  
結城 安次 渡多野林一  
廣瀬與兵衛 深川榮左二門

要領書

一、委員会の決定の理由  
昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律は我國經濟今後の基本法であり、その目的は事業者の公正且つ自由な競争を確保することを中心とし國民經濟の健全な発達を圖ることであり、そのために障害となる諸般の不当な協定等を排除し又私的企業集小体の発生を防止する等の措置を講ずること

にあつて、原則としてあらゆる營業部門にわたり一切の事業活動に適用せらるべきであるが若干例外の必要があるので、私的独占禁止法の規定上又はその解釈から直接且つ當然本法の例外となるもの外、本法案では現下の危機を乗り切るに必要な統制のための行為、特定の事業について特別の法律がある場合にその事業の性質上本法の規定を適用することなく、その事業法の規定を適用する方がよいという場合及び本法と他の經濟法令との關係を調整することを要する場合とを適用除外しようとするものであり、又本法は今後の經濟秩序に関する基本法であつてこの法律の予定する經濟秩序と矛盾し抵触するものは改廢の手續を進めていくが、とりあえず本法の規定に抵触する法令の規定は本法案で適用除外したもの以外は効力を有しない旨を規定して一括整理しようとするものであり、妥當な処置であると認める。

二、事件の利害得失

私的独占禁止法と他の經濟法令との調整を圖り且つ本法施行以來これと抵触していたものを合法化し得る利益がある。

三、費用

本法案施行のために別に費用を要しない。

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十二年十一月十一日  
案議院議長 松平恒雄殿  
勲吉

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案

第一條 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下私的独占禁止法という)の規定は、事業者が、法律(昭和二十年勅令第五百四十二号を含む。以下同じ)の規定で左に掲げるもの又はその法律の規定に基く命令によつて行つた行為については、これを適用しない。但し、第二号乃至第五号に掲げる法律の規定又はその法律の規定に基く命令によつて行つた事業者の行為については、昭和二十二年十月三十一日までのものに限り、これを適用する。

一 地方鉄道法第二十五條第一項(軌道法第二十六條において準用する場合を含む。)

二 自動車交通事業法第十條第一項第三号(同法第十六條第一項及び第十六條ノ六第一項第二号)

三 小運送業法第四條(同法第十三條において準用する場合を含む。)

四 陸上交通事業調整法第二條第一項第六号及び第七号並びにこれらの規定に係る同條第二項

五 保険業法第十一條  
六 食糧管理法  
七 臨時物資需給調整法  
八 昭和二十年勅令第五百四十二号  
第二條 この法律施行の際現に効力を有する法律の規定及びその法律の規定に基いて発せられた命令の規定で私的独占禁止法の規定に反するものは、その効力を有しない。但し、前條第一号及び第六号乃至第八号に掲げる法律の規定及びその法律の規定に基いて発せられた命令の規定並びに昭和二十二年十月三十一日までの間において同條第二号乃至第五号に掲げる法律の規定及びその法律の規定に基いて発せられた命令の規定については、この限りでない。

附則  
この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十二年七月二十日から、これを適用する。  
(二松政二君登壇、拍手)  
○一松政二君 只今上程されました昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案の商業委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げたいと思ひます。  
本法案は予備審査のために商業委員会に十月二日に送付されました。予備審査を重ねること三回、懇談会を一回開きまして、十月三十日その懇談会を終つて、衆議院の送付を待ちまして、去る十三日に本審査を開きまして、その得た次第でございます。

先づ本法案の本になつておりますところの私的独占禁止法というものにつきましたは、この前の九十二議会の協賛を経て成立し、その後国会で、公正取引委員会の委員に関する規定に二の改正を加えられた法律案が、いわゆる只今の私的独占の禁止法でありました。この法律の目的は第一條に詳しく規定されておりますが、要するに事業者の公正且つ自由な競争を確保することを中心とし、國民経済の民主的健全な発達を図ることを究極の目的としたらして、そのために障害となる諸般の不当なる協定を排除し、又私的独占の企業集中の発生を防止する等の措置を講ずることにあるのであります。我が國經濟民主化の根本法とも稱すべきものであります。

申すまでもなく事業者の創意を發揮させ、技術の進歩を図り、商品の品質を改善し、サービスを向上し、經營の無駄を省き、價格を低廉にする等、企業經營の合理化を図り、延いて一般消費者の利益を確保し、國民經濟の民主的且つ健全な進歩発達を図るためには、私的独占や不当な協定等を排除し、不公正なる競争を禁止し、常に公正且つ自由なる競争が行われることが肝要であります。この原則は今後の經濟秩序の根本方針であり、従つてこの法律は、原則として一切の事業活動に適用されるべきものであります。この原則には、本法案によつて三つの除外例が設けてあります。その一つは、國家又は公共團體の管轄の事業でありまして、この法律におきましては、私的独占を禁止することを規定いたしまして、國營、公營の私的独占の事業を直接この法律の問題にするものではないことを明らかにして、その第二は、私營事業であつても、鉄道、電氣、ガス、その他の事業につきましては、別の考え方をいたさなければならぬのであります。又特許權、著作権等につきましては同様にありまして、これらにつきましてはその性質上當然に私的独占となるものであり、それらの法規によつて十分監督をいたすべきことは勿論であります。この法律の適用を除外することに規定してあるものであります。その三は、農家や小さい商工業者のような小規模の事業者及び消費者につきましては、その相互扶助を目的とする協同組合による團體を認めなければならぬことでありまして、これにつきましては、原則としてこの法律から除外して、以上の三項目につきましては、私的独占禁止法の規定上、又その解釈からして、直接且つ當然にそういうことになるのであります。

只今から御審議を願ひしますところの、この適用除外等に関する法律案で取り上げておりますのは、以下三項目のあるのであります。その一つは、現下の危機を乗り切るに必要な統制のために行はるは、別に取扱わねばならぬことであり、尤も現在行われつつある統制は、私的團體、会社による配給統制、價格統制等は、眞に此を得ないもの外これを行はねばならないこととする等、極力私的独占禁止法の趣旨を盛り込んだ方式によつて運営されておりますが、主として技術的の理由からして、例外的に私的團體に臨時配給統制の権限を認めることあります。本法案第一條で、第六号に食糧管理法、第七号に臨時物資需給調整法を掲げたのは、こういう場合を適用除外しようとするのであります。價格統制については、第一條第八号のボツダム勅令としての價格統制令がこの例に該当するのであります。その二番目は、特定の事業について特別の法律がある場合に、その事業の性質上、私的独占禁止法の規定を適用することなく、その事業法の規定を適用する方がよいという場合であります。本法案第一條第一号から第五号までに掲げた地方鉄道法を初めとする法律の規定がこれに當るのであります。これらはいずれも料金を等に関する協定を認可し又はこれを命

令する規定であり、私的独占禁止法の規定に抵触するが、地方鉄道等に対する監督方法の一つとして、これを存続する必要があるのであります。その第三は、私的独占禁止法と同法以外の経済民主化法令との関係を調整すること

を要する場合であります。他の経済民主化法令で私的独占禁止法と異なる規定をしておる場合、又は両者の規定が競合しておる場合に、他の経済民主化法令が特別の指定会社等につき特別の事項を規定しており、一般法たる私的独占禁止法を適用せず、当該経済民主化法令のみを適用するを適当とするときは、これを適用除外しようとするのであります。本法律案第一條第八号ポツダム勅令中のいわゆる制限会社令、持株会社整理委員会令はいわゆるこれに属する次第であります。尙右の適用除外に関する法律案の第一條の規定は、私的独占禁止法の実体規定が、すでに七月二十日から施行されております関係上、七月二十日に遡って運用することといたしたのであります。

次に、私的独占禁止法は、今後の経済秩序に関する基本法でありまして、我が国経済にとりまして一つの新しい総合的な考え方に基き経済秩序を打ち立てることを宣言したものであります。勿論この法律を俟つまでもなく、終戦以來あらゆる面で経済民主化が促進されて参つておられますが、未だ戦時中の残滓と認められるものもあり、更に戦前の諸制度の中にもこの法律の予定する経済秩序と矛盾し抵触するものが少なくないのであります。従つて法令上の措置といたしまして、私的独占禁止法と他の経済法令との調整

を必要とするのであります。政府におきましてあらゆる場合に、私的独占禁止法に矛盾し、存続を主張すべき理由のない法令の改廃の手續を進めることとし、本国会にも別途二十件近くの法律につき改廃の法律案を提出又は提出の手續を進めておられます。又公正取引委員会におきましても、関係各方面の協力を得て、既存の経済法令のすべてに亘り私的独占禁止法の原理に照して批判を加え、場合によりましては、私的独占禁止法の第四十四條による公正取引委員会に意見を提出し、適宜の措置を具申することといたしたいと考えておる次第であります。併しながら検討を要する経済法令は数万件に上り、検討に時日を要し、又問題はしたく簡単ではありませんので、取敢えず私的独占禁止法の規定に抵触する法令の規定は、本法律案第一條で適用除外したものの外は効力を有しない旨を規定し、一括整理することといたしたのであります。

この趣旨を規定したのが本法律案第二條の規定であります。この第二條の規定は、従来の法令にその例を見ない荒つばい規定のようでありまして、形式的に私的独占禁止法違反の事件について公正取引委員会、又は裁判所が事件を判断するについては、当該事件における事業者の行爲が或る法律に基き行爲であるにしても、その法令は無効なものとして、専ら私的独占禁止法の規定によつて判断するといふ意味でありまして、又実質的にはこの第二條の規定で効力を失う法令の規定は、

統制を主たる事業とする組合に関する規定が多く、これらについては予てから関係各省で整理と切換えを進めておる次第でありまして、これがため現実に経済界に混乱を興えるというようなことは殆んどない。以上が大政府提案の理由の説明なのであります。

商業委員会におきましては、その提案の理由に基きまして、先ずその私的独占の根本法である私的独占禁止法そのものにつきまして一二の質疑があり、更に適用除外の、特に食糧管理法及び物資需給調整法に基き適用除外令につきまして質疑應答のありました二三の点につきまして御報告申し上げたいと存じます。

元來私的独占禁止法の目的は、只今の政府の説明にありました通り、事業者の創意を發揮させて、事業活動を盛んにし、雇傭及び國民実所得の水準を高め、一般消費者の利益を確保することにあるのがその目的でありますけれども、この目的と背馳する懸念のある事項がある。そういうふうには考へるが、そういう目的と背馳するやうな懸念のあるものについては、運用上非常なことにこれは手心を加えなければならぬではないかという質問があつたのであります。これに對しましては、政府におきましても、この法律の運用については日本の実状及び産業経済の実体に即するよう十分努力するといふ旨の回答があつたのであります。

更に、本法はいわゆる過度の弊害を生じ易い。財閥の発生をするといふ弊害を除くやうなことは頗る役に立つけれども、いわゆる中小商工業の企業意欲を抑える慮れがある。でありますから、成るべく適用の除外の範圍を廣くしたがいという或る委員の質問に對しましては、府政におきまして各省の担当官とも詳細に研究したところ、この法律案以外に除外すべきものはもうないという回答があつたのであります。尙この法律案の第一條の第六と第七については、いわゆる食糧管理法及び臨時物資需給調整法につきまして懇談会の席上、或いは委員会におきまして可成りの質疑應答がありまして、その詳細は速記録によつて御覽を願いたいと存じますが、その中におきまして、特に今兩院に提出されておりますところの公函法につきましての一二の質疑應答について御紹介を申し上げて置きたいと存じます。

本法律案の適用除外によりまして、公函法を設ける理由が、私的独占の禁止法に抵触するといふ理由が、この適用除外例によつて法律は一應消えたわけなのであります。その必要はないではないかという質問があつたのであります。その質問に對しまして、實際この法律の、いわゆる法理論上からは、すでに適用除外が決定されるれば私的独占禁止法には抵触しないのでありますけれども、物資需給調整法の指定、そ

の他或いは配給を、或いは統制を更によくする別途の意味におきまして、先ず除外はしたけれども、私的独占に傾き易いような体形のもの、早くこれを廃めるのが本旨であるから、そういう意味においてやはり公函は望ましいのであるといふやうな回答があつたのであります。

尙それ以上のことにつきましては速記録を御覽を願うことといたしまして、そうして一應質疑の終了を先程申し上げました通り十月三十日に終了して、約二週間待つておつた次第であります。更に十一月十三日に質疑の有無につきまして委員会に諮りましたところ、別段の質疑もござりませんが、直ちに討論に入りましたが、すでに質疑によつて盡しておりましたが、別に別段の御意見もありません。更に本案を一括して委員会に諮りましたところが、原案通り可決確定すべきものであるとして、総員起立でこれを確定いたしました次第であります。以上を以ちまして報告を終る次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

○総員起立

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決されました。

○副議長(松本治一郎君) この際労働大臣より発言を求められました。米窪労働大臣。

○副議長(松本治一郎君) この際労働大臣より発言を求められました。米窪労働大臣。

○國務大臣米窪亮君登壇、拍手

○國務大臣(米澤運亮君) 先日本会議におきまして川上さんからお尋ねがあつたのでございますが、当時他の會議に出でございまして、答弁をする機会を失いましたので、この機会にお尋ねに對してお答えをしたいと思います。

第一の点は、民間企業の従業員はすでに千八百円以上の給料をとつてゐるのであるが、官公吏は依然として千八百円ベースで針付けになつてゐる。その間、給與の点において生活費と脱み合せて甚だ不合理ではないか。政府はどういう工合にこれを考えるか。こゝろいう大體のお尋ねであつたと傳へ聞いておられますが、これについては、千八百円ということに大體標準賃金を決めた當時の経緯は、本年の七月五日の給與審議會におきましては、當時の官公吏並びに民間企業の従業員の各業種別の總平均を取つて見ましたところ、大體において千五百八十円、これに對して新物價を決定した場合における跳ね返り二百円というものを追加して、千八百円と決めたのでございませぬ。勿論これは新物價を決定する原價計算によつて、新物價を決める時の勞務費の標準として決めたのでありまして、決して政府としては針付けをしよつたという意味ではないのでございませぬ。併しその後において、物價がだんだんと昂騰いたして行きまして、従つてそれが官公吏並びに民間企業従業業者の方の生計費の大部分を占める生活必需品の物價が上つて参りましたために、勢ひ千八百円の標準給料では最低生活費との間に非常な開きが出て来たことは、政府もこれを率直に認めるのでございませぬ。民間企業の方は、相當團體

協約によつてこの物價の昂騰に應じて給與の率を上げる弾力性があるものでございませぬが、官公吏は予算の閉鎖上、これを物價昂騰に對してスライド式に上げて行くことのできないという点については、國家財政上甚だ止むを得ないと思ひますが、政府としまして、その点は官公吏の諸君に對して誠に同情に堪えないのであります。併しこの点については、すでに官公吏の各組合並びにその協議會等からして、労働委員會に提訴が行われておりました。これは後程第三の御質問に對してその経過を簡單に報告する積りでございませぬが、昨日、中央労働委員會から調停案が示されまして、その調停案の一つとして、十一月中に臨時給與審議會というものを設けて、それで以て來年の一月一日から國家財政並びに民間企業の方の労働者の給與と脱み合せて、新しい給與制度を考へるといふ調停案が下されまして、政府はこれに對して深甚なる考慮をして、そのうちにどの程度に結論が出るか分りませぬが、この調停案を實現したいと、こゝろいう工合に考へてゐる次第であります。

それから第二の点の、過日行われまして通信従業員のいわゆる非公認爭議の点でございませぬ。これに對して従業員の方では、これは決して爭議ではない。爭議行為ではない。これは給與が足らなくて、生活費との間に非常な開きがあつて、その十分なカローリを取ることができないので、肉体的に非常に困難を感じて、自然発生的に職場を離脱したのである。或いは欠勤が多くなつたのである。こゝろいう説明を

してゐるようでございませぬが、我々もその点については決してこれを頭から否定するものではないのであります。ただ問題とは、そういうことであるならば、當然他の官公吏の大體の職場離脱が行われるべきでございませぬが、他の官公吏については多くそういう現象が或いは職場離脱というものは大體二割三割程度であつたものが、当時六割或いは七割というより大量の職場離脱が中央郵便局において行われた。そのうち而もこれは爭議行為ではないといふ言ひけれども、我々から見れば、大體に給與その他の労働條件について中勞委に提訴が行われてゐる。即ち爭議が行われてゐる。爭議が行われておつて、而も集團的に、今日はこの机のこちら側に座つてゐる者が職場を離脱。明日はその者は出て来て、その反対側の者が職場離脱をやつてゐる。一定の計画性があるといふことが考えられて、すでに労働爭議が行われておつて、而も中勞委に提訴されてゐる。そのうち而もその要求を貫徹する意味において一つの案制策としてその行爲がとられておると誰しも考へざるを得ない。而もこれは労働爭議ではないといふ言ひながら、その行爲が計画的な意思の下に行われてゐることが歴然たる行爲がそこにある。而も責任者はない。これは労働組合が何ら決議をしたのでもなければ、或いはその支部長、執行機關を命令を下したのでもない。そこで決議の下で行われたのでもない。労働組合の闘争というものによつて行われたものでない。責任(所在)は一つも分らない。こゝろいう爭議は決して我々の考へてゐるところの健全な労働組合

主義の上に立つた行爲ではない。勿論すでに調停期間が経過してありますから、公然と労働法によつてこれは爭議が行われるので、あるから組合が決議をして、そして或いは闘争委員會を作つて爭議が行われるといふことはできる。それをせずに、そついつた手續をとらず、事實は爭議行為をしてゐるということにおいては、これは政府としてもこれを黙つて見てゐるわけにいかん。勿論憲法によつて團結権も罷業権も認められてゐるのでございませぬが、同時に憲法においては、それらの權利を行う場合においては、公共の福祉に反しない、社會の安寧を亂さない、そして延いては産業の墮落に寄與することを妨げないといふことが憲法において明らかなつておつて、且つ労働組合法、労働法において同じく明らかなつてゐるのであります。従つて政府は決してこれを彈圧するとか、お尋ねのような意味でやつたのでなくして、政府は予め警告を發して、今までのことは不問に附するが、今後そういうことがある場合においては、政府として、殊に電報を取扱ひ、手紙を取扱ひといふ公共の用に關する者が、その行爲が公衆の安全に關するといふ警告を發して、その警告を聴かない場合においては、政府は労働組合法の二條、或いは労働法の四十四條、或いは官公吏服務紀律の制定によつて、これを弾断するといふことを予め警告を發したのであります。而もその警告に従わないので、通信大臣として官公吏服務紀律に基き、その職場離脱をした間の給料を差引いた。こゝろいうことが実情でございまして、決して非民主主義的でもなければ或いは

彈圧をしたわけでもないでございませぬ。この辺は十分なる御了解を願ひたいと思つてございませぬ。

それから最後のお尋ねである官公吏の諸君の要求の経過を簡單に答弁しうといふお尋ねでございませぬから、この機会に今日までの経過を御報告いたしたいと思ひます。最初六月二十五日に官待準備委員會で組合側委員から、一月から六月までの赤字補填金として月収一ヶ月分支給してくれといふことを要求されたのが始まりでございませぬ。そしてそれが七月五日になつて全官公吏労働組合が七月五日になつて全官公吏労働組合が七月五日に要求を提出したので、七月十二日に總理大臣が折衝がございませぬが、そのうち而も七月五日に七月五日の要求に對して全官公吏労働組合に回答をしたのでございませぬが、官公吏労働組合の方では不満足として再交渉を要求して参りました。それから七月二十六日に總理大臣から再びその要求は日本の今日の財政状態並びにインフレ抑圧の意味におけるところの物價維持という観点から、どうしても政府としては聴かれないといふ回答を出したのに対して、全官公吏労働組合の方は不満足であるとして、再び要求書を出して参りました。そして更に九月十七日に至つて、文書で以て總理大臣に對して同じ要求を出したのであります。これに對して九月二十三日、總理大臣から文書を以てこの要求を拒否した。こゝろいうので、ここに初めて手切れになつたのでございませぬ。そこで九月二十六日に全通が先ず中勞委へ提訴いたしました。九月三十日に閣議が中勞委に提訴をし、十月六日に日教組が中勞委に提訴した。十月十二日大藏三現が中

七三七

勞委へ提訴したのでございます。更に十月二十八日に全官勞が中勞委に提訴いたしました。そして十月二十九日には全公連が中勞委へ提訴をいたしました。大体今までのところ、そういう工合でございます。そして昨日中央労働委員会からして調停案が示されたのでございます。その中勞委の調停案なるものは一番最初に提訴した全通に對する調停案でございますが、これは當然今後その他の提訴に對しても共通な回答になるだろうと我々は予測しておるのでございます。全通から出した提訴は相當の案件を含んでおりますが、主なるものは物價安定を基礎としたし、最低賃金制の確立、それから生活補助金として一月から六月までの赤字の補助金を支出しろ。そういうことでございます。その他にもいろいろございまして、主なるものはそれでございまして、これに對しまして中勞委といたしましては、こういう調停案を政府並びに全通の代表者に発表したのでございます。これは、政府は本年十一月中に臨時給與委員会というものを設けて、明年一月から新給與を支給し得るよう早急に給與案を作成しろ。これが第一でございます。第二の点は、一月から六月までの生活費の赤字を補助する意味において、この際二月と八月、二・八の千八百円ベースにおけるところの一時金をこの際支出しろ。こういう調停案を発表されて、政府としまして十日間の期限を切っておりますから、本日からして労働関係協議会ではいかなる回答をすべきかということを経済することになつております。政府は原則とし

て中勞委の權威を尊重し、中勞委の調停案というものを對しては十分にこれを尊重して考慮するつもりでございますが、果してこの通りに政府がこれを承諾するか否かというところは、今後関係関係において十分に調査し、財源並びに新物價体系が崩れるかどうかという点と配み合せ、深甚なる考慮をするつもりであります。以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 議事は程変更につきましてお諮りいたします。この際、日程第五より第十五までの請願、及び日程第二十四より第二十八までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕  
○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

- 水産委員会請願審査報告書第一号  
一議院の會議に付するを要するもの。  
請願 請第百三十三号、第百四十五号 熊本縣牛深漁港修築に関する請願  
請願 請第百二十九号、八木漁港修築に関する請願  
請第百二十五号、江名漁港改修工事費國庫補助に関する請願  
請第百二十六号、中之作漁港改修工事費國庫補助に関する請願  
請第百四十七号、兵庫縣柴山漁港改修工事に関する請願  
請第百五十五号、燒津漁港構築に関する請願  
請第百七十三号、伊東漁港改修に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。  
昭和二十二年十月十五日  
水産委員長 木下 辰雄  
参議院議長松平恒雄殿

水産委員会請願特別報告第一号  
熊本縣牛深漁港修築に関する請願  
文書表第百三十三号、第百四十五号 熊本縣天草郡牛深町長高橋重博外二名提出  
八木漁港修築に関する請願  
文書表第百二十九号、岩手縣九戸郡種市村長川崎甚太郎外十二名提出

江名漁港改修工事費國庫補助に関する請願  
文書表第百二十五号、福島縣石城郡江名町長近藤貴一外一名提出  
中之作漁港改修工事費國庫補助に関する請願  
文書表第百二十六号、福島縣石城郡江名町長近藤貴一外一名提出  
兵庫縣柴山漁港改修工事に関する請願  
文書表第百四十七号、兵庫縣城崎郡口佐津村長瀧本勇一外十五名提出  
燒津漁港構築に関する請願  
文書表第百五十五号、靜岡縣志太郡燒津町長清水兵一外四名提出  
伊東漁港改修に関する請願  
文書表第百七十三号、靜岡縣伊東町新井一〇三番地飯島國右エ門提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十月十五日  
水産委員長 木下 辰雄  
参議院議長松平恒雄殿  
意見書案

熊本縣牛深漁港修築に関する請願(二件)  
請願者 熊本縣天草郡牛深町長高橋重博外二名提出  
八木漁港修築に関する請願  
請願者 岩手縣九戸郡種市村長川崎甚太郎外十二名提出  
江名漁港改修工事費國庫補助に関する請願  
請願者 福島縣石城郡江名町長近藤貴一外一名提出  
中之作漁港改修工事費國庫補助に関する請願  
請願者 福島縣石城郡江名町長近藤貴一外一名提出  
兵庫縣柴山漁港改修工事に関する請願  
請願者 兵庫縣城崎郡口佐津村長瀧本勇一外十五名提出  
燒津漁港構築に関する請願  
請願者 靜岡縣志太郡燒津町長清水兵一外四名提出  
伊東漁港改修に関する請願  
請願者 靜岡縣伊東町新井一〇三番地飯島國右エ門提出

我が國における漁場の根拠地たる漁港を改修することは、食糧増産上極めて重要であるから何れも速かに國庫補助によつて之が實現を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたり。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。  
昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣總理大臣片山香殿  
水産委員会請願審査報告書第二号

一議院の會議に付するを要するもの。  
請第百二十五号、舞阪漁港修築費國庫補助に関する請願  
請第百五十六号、鶴沼漁港設に関する請願  
請第百六十六号、小濱漁港設に関する請願  
請第百七十四号、廣引漁港修築工事費國庫補助に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。  
昭和二十二年十一月十一日  
水産委員長 木下 辰雄  
参議院議長松平恒雄殿  
水産委員会請願特別報告第二号  
舞阪漁港修築費國庫補助に関する請願  
文書表第百二十五号、靜岡縣濱名郡舞阪町長堀江清一外二名提出  
鶴沼漁港設に関する請願  
文書表第百五十六号、北海道利尻郡鶴沼村長湯佐定平提出  
小濱漁港設に関する請願  
文書表第百六十六号、福井縣遠敷郡小濱町津島五十一番地田中信藏外一名提出  
廣引漁港修築工事費國庫補助に関する請願  
文書表第百七十四号、岩手縣氣仙郡廣田村長熊谷喜一郎外一名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月十一日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長 松平 恒雄

意見書案

無阪漁港修築費國庫補助に關する請願

請願者 靜岡縣濱名郡舞阪町長 堀江清一外二名提出

右の請願は 舞阪港は、靜岡縣西部における唯一の漁港であるが、昭和十九年十月の暴風雨により東端防波堤が決壊したため、流砂が航路を埋没して漁船の航行不能となつたので、已むを得ず弊天島及び新居舞天海岸をう廻して出漁している状態、時間、油の不経済は勿論、漁獲高にも重大なる影響を及ぼしているから、本港の持つ重要性を考慮されて、工事費一千三百五十万円の國庫補助を以つて本港の改良工事を実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日 参議院議長 松平 恒雄 内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

小濱漁港浚渫に關する請願

請願者 福井縣津波郡小濱町津島五十一番地田中信藏外一名提出

右の請願は 小濱漁港は完成以來十年余未だ港内のしゆんせつを行つたことがないので、毎年出水時には河口に土砂を流出し、沖合よりは波浪のため砂れきを打上げ水深著しく淺くなり干潮時における漁船の出入は不可能な状態であつて、本漁港の重要性の益、加わりつつある現在一日として現状のまま放置することは出来なから、速かに國費をもつて港口港内のしゆんせつを実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日 参議院議長 松平 恒雄 内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

鷺泊漁港修築に關する請願

請願者 北海道利尻郡鷺泊村長 湯浅定平提出

右の請願は 北海道利尻島の北端にある鷺泊港は、天然の良港に加えて、近海は四季を通じて活潑に漁撈が行われてい

る北海漁場の宝庫である。更に近海航路の最難関である小樽内閣の避難港でもあつて、地理的にも重要な所であるが、現在の船入は、面積が狭あいで、一朝大時化の場合、その対策がなく、慘状を呈するので、これが防止のため新に外港として鷺泊漁港を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日 参議院議長 松平 恒雄 内閣総理大臣片山哲殿

官報外 昭和二十二年十一月廿六日 参議院會議第五十七号 熊本縣津波漁港修築に關する請願(二件)外五件

付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

廣田漁港修築工事費繼續施行に關する請願

請願者 岩手縣氣仙郡廣田村長 熊谷喜一郎外一名提出

右の請願は 漁獲物陸揚地として縣指定港となり重要な位置を占めている廣田港の第二期修築工事は、物價暴騰のため工半ばを施行したのみであつて、今この工事を中止すると、現在までに費した長年月とはく大な経費は、十分なる効果をあらわさないこととなるから、本港の修築工事を続行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日 参議院議長 松平 恒雄 内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

水産委員会陳情審査報告書第一号

陳情 陳第百六十七号 漁業法並びに漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百七十一号 沿岸漁業者用加配米に關する陳情

陳第百七十二号 機船曳網漁業取締に關する陳情

陳第百七十三号 瀬戸内海水産連合会理事長林與一郎提出

陳第百七十四号 瀬戸内海水産連合会理事長林與一郎提出

陳第百七十五号 瀬戸内海水産連合会理事長林與一郎提出

陳第百七十六号 瀬戸内海水産連合会理事長林與一郎提出

陳第百七十七号 瀬戸内海水産連合会理事長林與一郎提出

陳第百七十八号 瀬戸内海水産連合会理事長林與一郎提出

陳第百七十九号 瀬戸内海水産連合会理事長林與一郎提出

陳第百八十号 瀬戸内海水産連合会理事長林與一郎提出

陳第百八十一号 瀬戸内海水産連合会理事長林與一郎提出

陳第百八十二号 瀬戸内海水産連合会理事長林與一郎提出

陳第百八十三号 瀬戸内海水産連合会理事長林與一郎提出

陳第百七十三号 海中沈没物連時引揚に關する陳情

陳第百七十四号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百七十五号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百七十六号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百七十七号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百七十八号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百七十九号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十一号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十二号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十三号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十四号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十五号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十六号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十七号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十八号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十九号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十一号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十二号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十三号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十四号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十五号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十六号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十七号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十八号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十九号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百七十三号 海中沈没物連時引揚に關する陳情

陳第百七十四号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百七十五号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百七十六号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百七十七号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百七十八号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百七十九号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十一号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十二号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十三号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十四号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十五号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十六号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十七号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十八号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百八十九号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十一号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十二号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十三号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十四号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十五号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十六号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十七号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十八号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

陳第百九十九号 漁業協同組合法の制定に關する陳情

右の陳情は 漁業法及び漁業協同組合法が未だ國會に提出であり、法制化されてい

ないので、漁村においては漁業権がいかになるかを案じ、且つ精神的に不安定をかもし、そのために生産意欲の減退を招来する虞れなし

とした状態であるから、つとめて民主的にこれを制定して、速かに漁業法及び漁業協同組合法を法制化されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日 参議院議長 松平 恒雄 内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

沿岸漁業者加配米に關する陳情

陳情者 瀬戸内海水産連合会理事長林與一郎提出

右の陳情は 沿岸漁業者も遠洋漁業者と同様重労働であり、現在漁業労働者の加配米は二十噸以上のトロール漁業、以西底曳網漁業、鯉魚漁業三十噸以上の捕獲業、魚類運搬従事者に付いては一人一日二合五勺の定置加配米があります。沿岸漁業者に対しては單に鮮魚自出出に対しては、二升五合のリンク加配米があるのみであります。沿岸漁業者に就いては魚獲物に対し自家消費に際し完全供出計画配給を前提とし加配米制度も改善し、沿岸漁業者同様漁業者に対し定置配給を爲すの要があります。

右の理由により参議院は願意の大体

七三九

は妥當なりと思ふ。よつて内閣は鋭意之が實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條に依り別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

機船底曳網漁業取締に関する陳情

陳情者 瀬戸内海水産連合会理

理事長 長林與一郎提出

右の陳情は 一、戦時中食糧不足と漁業努力不足の爲め禁止区域内の機船底曳の黙認は戦時中の緊急措置であり、

す終戦後漁業努力の充実し、沿岸小漁業者の保護、魚族の増殖の見地より禁止区域は最も取締を爲すの要あるは勿論であります。

二、而して瀬戸内海等の重要な海面においての取締は関係府縣の取締による取締のみに委せず農林省取締を常置し違反漁業の徹底的取締を爲す事が極めて重要であります。

右の理由により参議院は願意の大体は妥當なりと思ふ。よつて内閣は鋭意之が實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

漁業協同組合共有に関する陳情

陳情者 西日本水産協同会提出

右の陳情は 漁業法の改正に際し、漁業種はあくまで漁業協同組合のみの共有とし、他の如何なる機関にてもこれを共有することは絶対反対であるから、特別の配慮をされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なるものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意之が實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

海中沈没物時引揚に関する陳情

陳情者 瀬戸内海水産連合会理

理事長 長林與一郎提出

右の陳情は 瀬戸内海は我が國重要漁場の一つであります。此の漁場に戦時中機船飛行機等沈没物が多数あり、之が爲めに漁網並に漁具を破損する事甚しく、居ります事は水産物の増産を緊要とする今日最も遺憾とする所であり、大形沈没物の引揚は政府に於いて速かに爲すを必要と認めます。右の理由により参議院は願意の大体は妥當なりと思ふ。よつて内閣は鋭意之が實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

件と、請願第三百二十五号外三件及び陳情第三百六十七号外四件につきまして、水産常任委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。請願第三百二十三号、第三百四十五号は、熊本縣牛深漁港修築に関する請願であります。紹介議員田方進君並びに内村清次君から請願の要旨について御説明がありました。同漁港は我が國重要なる漁場たる天草灘の根拠地、漁獲高は年間一萬五千トン、加工水産物三千トンその他海藻類を加えますと、二十一年度におきまして二億円の生産があり、同漁港に繋留する漁船は大小合せて六百隻、その外各種漁船も多く、従つて暴風雨の際港灣に收容できず、港外島影に避難する被害者も、二十一年度被害漁船大小合せて百三十五隻にも達して居るような状態であります。この際港灣修築工事を速かに完成したいから、二十三年度より継続工事として國庫補助を仰ぎたいというのであります。

請願第三百二十九号は岩手縣八瀨港修築に関する請願であります。紹介議員千田正君からその要旨について御説明がありました。同港は青森縣八戸港と岩手縣宮古港の間四十里の海岸線に唯一の良漁港であり、避難港であります。又同漁港は三陸漁業の中心地であるばかりでなく、本州と北海道との中継港として重要な位置にあり、然るに港内狭隘、設備不十分で、而も漁船の急増、船型の増大はますます修築の急を要するので、國庫補助を仰ぎたいというのであります。

請願第三百二十五号は福島縣江名漁港改修工事費國庫補助に関する請願であります。紹介議員橋本萬石君から

請願の要旨の説明がありました。同漁港は太平洋漁場の重要漁港で、四季を通じて揚子、底曳、かつお漁業等重要漁業の根拠地、地元の漁船のみで五百三十隻を数え、二十一年度の水揚げ高は五百八十七萬四千余圓、一億二千二百余万円に達して居ります。然るに港灣内に岩礁があり、繋留荷場に不適当であるから、速かに國庫補助により改修を仰ぎたいというのであります。

請願第三百二十六号は、同じく福島縣中之作漁港改修工事費國庫補助に関する請願でありまして、同港は江名漁港と共に、重要漁港で、機船底曳網漁船、その他多くの漁船の根拠地であり、港内に岩礁があり、感潮期には完全に繋留することができない状況にあり、且下福島縣においても、工費千九百三十五萬円で修築計画を樹てて居りますが、縣内及び地元の方に負担に堪えないから、國庫補助を仰ぎたいというのであります。

請願第三百四十七号は、兵庫縣紫山漁港改修工事に関する請願で、同港は京都府舞鶴港と鳥取縣境港との中間における唯一の避難港であり、重要な漁港であります。水深浅く、このため毎年十回内外の暴風雨時に避難する船が損害を被ることが甚だしいのであります。昭和十三年に農林省の助成を得て防波堤を構築したが、完成しないから、この際國庫補助の下に防波堤の延長と内港の浚渫を仰ぎたいというのであります。

請願第三百五十五号は、燒津漁港構築に関する請願であります。紹介議員河井彌八君から詳細なる説明がありました。燒津の地は太平洋岸で、かつお漁業の根拠地として極めて重要なところであり、昭和十五年度の生産高は、鮮魚、生節、鯉節、蒲鉾、塩干、塩さばを合せて一萬四千五百六十トンを算し、東京、大阪、名古屋に出荷され、又漁船のごときも大型船八十餘隻を有して居ります。岸壁がないため、天候のいいときにおいても資材の積込み、漁獲物の陸揚げに多大の時間と労力を空費し、その損失は年間四千余万円に達し、時化の時には遠く清水港に避難して、繋留水揚げ、資材の積込み等をなす状態であるから漁港の構築が必要である。尙農林省においてもその必要を認め、昭和十四年より七ヶ年計画で築港に着手したが、戦争のため中絶して居る状態であるから、この際速かに修築を仰ぎたいというのであります。

請願第三百七十三号は、伊豆半島伊東漁港改修に関する請願であります。紹介議員藤井新一君から説明がありました。伊豆半島は伊豆相模沿岸の各種漁業の重要な根拠地であり、昭和十一年度に漁港修築の工事をなしたが、土砂沈積し、漁船の出入に支障を來して居るから、國庫補助の下に改修工事を実施して貰いたいというのであります。

右に關しまして、委員会においては十月七日、同十五日の両日慎重審議をいたし、又各委員と政府当局との間に質疑應答を重ねましたが、この漁港修築に対し、政府当局の説明の要旨を申上ります。農林省における漁港修築の計画は、北海道五十四港を五ヶ年計画を以て実施する計画を樹て居る、即ち二十三年度十七港、二十四年度に十二港、二十五年に十港、二十六年に入港、二十七年に七港である。

【副議長退席、議長着席】

請願第三百五十五号は、燒津漁港構築に関する請願であります。紹介議員河井彌八君から詳細なる説明がありました。燒津の地は太平洋岸で、かつお漁業の根拠地として極めて重要なところであり、昭和十五年度の生産高は、鮮魚、生節、鯉節、蒲鉾、塩干、塩さばを合せて一萬四千五百六十トンを算し、東京、大阪、名古屋に出荷され、又漁船のごときも大型船八十餘隻を有して居ります。岸壁がないため、天候のいいときにおいても資材の積込み、漁獲物の陸揚げに多大の時間と労力を空費し、その損失は年間四千余万円に達し、時化の時には遠く清水港に避難して、繋留水揚げ、資材の積込み等をなす状態であるから漁港の構築が必要である。尙農林省においてもその必要を認め、昭和十四年より七ヶ年計画で築港に着手したが、戦争のため中絶して居る状態であるから、この際速かに修築を仰ぎたいというのであります。

請願第三百七十三号は、伊豆半島伊東漁港改修に関する請願であります。紹介議員藤井新一君から説明がありました。伊豆半島は伊豆相模沿岸の各種漁業の重要な根拠地であり、昭和十一年度に漁港修築の工事をなしたが、土砂沈積し、漁船の出入に支障を來して居るから、國庫補助の下に改修工事を実施して貰いたいというのであります。

又内地においては現在着手中のもの五十八港、明年度から五年計画で修築するもの九十港で、二十三年度三十五港、二十四年度二十港、二十五年五港、二十六年及び二十七年各十港でありまして、工事費は北海道四億二千八百万円、内地八億二千五百万円を要する計画であるというのであります。而してこの諸願の中、牛深漁港、中之作漁港、徳津漁港、伊東漁港、江名漁港はいずれも農林省の修築計画中のものでありまして、速かに修築に着手いたす計画であるが、八木漁港及び柴山漁港は商港としての性能をも兼ねて、運輸省において目下修築計画中であるから、その完成を待つて、或いはこれと並行して漁港として築設する計画であるとの答弁がありました。

尚政府委員の説明によりますと、北海道の漁港の修築は全額國庫負担で、内地は五割補助となつておるとの説明がありましたので、千田委員から北海道の全額國庫負担は結構だが、どうして内地の漁港のみ五割補助とするかとの質問に對しまして、政府の答弁は北海道は従来拓殖費から全額支出しておつた関係もあり、まだ内地程度負担がないから、今後も全額支出となつておるとの説明がありました。これに對しまして千田、緒方、江龍の三委員から將來は内地も北海道同様全額國庫支出の途を開く必要があると希望意見を述べ、質疑を終了いたしました。討論に入りましてが別に発言もなく、全会一致を以てこの諸願六件はいずれも議院の會議に付し、意見書を内閣に送付することに決定いたしました。

次に、請願第三百二十五号外三件は

委員会において十一月六日と十一月十日の両日にわたり審議いたしました。即ち請願第三百二十五号は舞阪漁港修築費國庫補助に關する諸願でありました。同港は靜岡縣西部における唯一の漁港で、昭和十九年十月暴風雨により東端防波堤が決壊したため流砂が多くなり、航路を埋没して漁船の航行不能となつたので、本港の持つ重要性を考慮されて、國庫補助を以て本港の改良工事を實現されたいというのであります。

請願第三百五十六号は鶴泊漁港築設に關する諸願であります。紹介議員堀末治君から説明がありました。同港は北海道利尻島の北端にある良港で、近海は四季を通じて活潑に漁撈が行われておる北海道の宝庫である。更に近海航路の最難関である小樽、稚内間の避難港でもあつて、地理的にも重要な所であるが、港内が狭いので一朝時化の場合はその対策がなく惨状を呈するので、この防止のため新たに外港として鶴泊漁港を築設せられたいというのであります。

請願第三百六十六号は、小濱漁港浚渫に關する諸願であります。紹介議員松下松治郎君の説明がありました。同港は築港以來十年余、未だ港内の浚渫を行なつたことがないので、毎年出水時には河口に土砂を流出し、沖合よりは波浪のため砂礫を打上げ、水深著しく浅くなり、干潮時における漁船の出入は不可能な状態であるから、國費を以て港口及び港内の浚渫を實施されたいというのであります。

以上四件について、各委員と政府當局との間に、種々質疑應答を重ねました。而して政府當局の答弁によれば、以上四漁港はいずれも重要であるから、速かに修築に着手する計画がある。尤も鶴泊漁港は商港としても重要な性格を持つておるから、農林省において修築計画があるから、農林省はその完成を待つて漁港としての施設をなす計画であることとありました。

これに質疑を終了、討論に入りましてが、別に発言もなく、全会一致を以てこの諸願四件はいずれも議院の會議に付し、意見書を附し内閣に送付することに決定いたしました。意見書案を申し上げます。

請願第三百三十三号第百四十五号 熊本縣牛深漁港修築に關する件 外九件 右の諸願は 我が國における漁場の根拠地たる漁港を改修することは、食糧増産上極めて重要であるから何れも速かに國庫補助によつて之が實現を計られたるべきである。此の趣旨であつて參議院は、願書の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せ

られたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。 請願は以上であります。 次に陳情第百六十七号外四件につきましては、九月二十六日と十月一日の両日に亘りまして、小委員会を開いて慎重審議が行われ、十一月六日と十一月十日に委員会を開会いたしました。審議をいたしました。十一月六日の委員会におきまして、江熊小委員長から次の通りの報告がありました。以下は江熊委員長の報告であります。

陳情第百六十七号は便宜上第二百四号と一括して審議をいたしました。この青山委員より漁業法の改正、漁業協同組合法の制定を遅延せしむることは、漁業者の精神的不安を醸し、生産意欲の減退を招来する虞れがあり、又漁業協同組合の共有とし、これが開放は眞に働かぬ漁民にすること極めて適切であり、又漁業法の民主化を図ることも極めて必要なことであるから、本件はこれを採択し、意見を附して内閣に送付するを適當と認むとの意見があり、討論に入り更に採決いたしましたところ、全員異議なく可決いたしました。

次に、陳情第百七十一号沿岸漁民の加配米に關する件は慎重審議いたしましたところ、沿岸漁業者も遠洋漁業者と同様重労働であり、現在漁業労働者の加配米は二十トン以上の以西底曳網漁業及びトロール漁業、一かつお、まぐろ、鰯、三十三トン以上の捕鯨業及び魚類運搬業従事者については、一人一日二合五勺の定置加配米が、更に、沿岸漁業者に対しては、單に鮮魚百貫供出に對して二升五合のリンケ配給

があるのみでありますから、この際沿岸漁業に對しても遠洋漁業と同様漁獲物に對し自家消費を除き完全供出、計画配給を前提として加配米制度を改善し、遠洋漁業同様定置配給をなす必要がある。よつて意見を附して内閣に送付すべきであるという意見が多く、討論に移り採決いたしましたところ、全員異議なく決定いたしました。

次に、陳情第百七十二号船底曳網漁業取締に關する件を審議いたしましたところ、戦時中食糧不足と漁業労働不足のため、禁止区域内の船底曳網が黙認されておつたが、終戦後漁業労働も充実し、沿岸漁業者の保護並びに魚族の増殖の上からも、禁止区域侵犯は厳に取締るの要があり、殊に瀬戸内海は重要な海面であるから、關西府縣の取締船による取締のみに委せず、農林省が取締船を常置して違反漁業の徹底的取締をするの要があるという意見に一致しました。これに對し水産局長の答弁を求めたところ、水産局長も禁止区域侵犯を徹底的に取締る方針である旨の答弁があり、討論に移りましたところ、青山委員より、本件は極めて重要であるからこれを採択し、意見書を附して内閣に送付する旨意見があり、丹羽委員の賛成意見もあり、これを採決いたしましたところ、全員異議なく可決いたしました。

次に、第百七十三号、海中沈没物速時引揚に關する件につきまして、審議の結果を申し上げます。本件についても慎重審議いたしましたところ、丹羽委員より瀬戸内海は我が國重要な漁場であるが、この漁場内に戦時中艦船、飛行機等沈没物が多く、これがために漁撈

に基だしく支障を来し、漁具、漁網等の損傷も甚だしいので、速かに大型沈没物の引揚を政府においてなすことは極めて必要であるから、これを採択し、意見書を附して内閣に送付するよう決定すべきであるという意見がありましたので、これを採決いたしましたところ、全員の賛成を以て可決いたしました。

以上が江藤小委員長長の報告でありました。そして更に十一月十日の委員会におきまして、政府当局との質疑應答が行われました。その概略を御報告申し上げます。即ち江藤委員、千田委員、青山委員、小川委員等より、漁業法の改正並びに漁業協同組合法の制定については、本国会開会の初め政府当局は準備の都合上、この国会には間に合わないが、来国会には初頭において提出すると明言せられた。而して本国会もすでに二回に及びり而も約三箇月の会期延長になつておる。その間相当期間の余裕があつたにも拘わらず、政府当局より法案の提出がないことは甚だ遺憾である。殊に漁業協同組合法の制定前に、中央水産業会は近く閉鎖されるというようなことを聞く。若し事實なりとすれば漁業並びに漁民の指導の中心を失い、漁民の精神的不安は多くなり、生産意欲を減退し、延いては我が國食糧増進に甚だ遺憾である。又水産局の一部の者より流布されたと称し、巷間傳うるところによれば、現在の漁業系系統機關の役員は、新たに制定される漁業協同組合関係の役員にはなれないと言われているが、この点はどうかという質問に対しまして、政府当局は、漁業法の改正並びに漁業協同組合法の制定に関する現在の見通

しは、漁業権制度の改正につき若干未解決の点があるが、できるだけ早く完了し、来国会初頭において提出する考である。又現在の漁業系系統機關の役員は、すでに公職追放関係は済んでおるから、漁業協同組合系統機關が設立された場合に、その指導的地位に選任されることは何ら差支ないとする。以上のような答弁がありました。そして討論に入りまして、別に発言する者もなく、小委員長長の報告通り議院の会議に付し、内閣に送付することに全会一致を以て可決いたしました。以上を以て御報告いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第十六より第二十三までの請願を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。運輸交通委員長板谷順助君。

一 議院の會議に付するを要するも  
請願第一号  
熊本縣人吉市を基点とする三路線に省営自動車運輸開始に関する請願  
請第三十六号 高崎、熊ヶ谷間に電化工事を実施することに

関する請願  
請第六十二号 中央線高城寺、名古屋鉄道小野町駅間に國營自動車の運輸を開始すること  
請第六十四号 山形縣最上郡内に國營貨物自動車の運輸を開始することに関する請願  
請第七十六号 柳井駅より三路線に、及び田布施駅より二路線に國營自動車の運輸を開始することに関する請願  
請第七十八号 常磐線松戸、我孫子兩駅間電化工事実施に関する請願  
請第九十四号 宇都宮線電車運轉を山口市宮野地区迄延長することに関する請願  
請第九十九号 常磐線松戸、水戸間電化促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。  
昭和二十二年十月十六日  
運輸及び交通  
委員長 板谷 順助  
参議院議長松平恒雄殿  
運輸及び交通委員会特別報告第一号  
熊本縣人吉市を基点とする三路線に省営自動車運輸開始に関する請願  
文書表第十五号 熊本縣人吉市長小出政外十三名提出  
高崎、熊ヶ谷間に電化工事を実施することに  
文書表第三十六号 熊ヶ谷市長鴨田宗一外三名提出  
中央線高城寺、名古屋鉄道小野町

駅間に國營自動車の運輸を開始することに関する請願  
文書表第六十二号 愛知縣東春日井郡小牧町長加藤謙進外四名提出  
山形縣最上郡内に國營貨物自動車の運輸を開始することに関する請願  
文書表第六十四号 山形縣最上郡新庄町長松田久藏提出  
柳井駅より三路線に、及び田布施駅より二路線に國營自動車の運輸を開始することに関する請願  
文書表第七十六号 山口縣熊毛郡平生町長吉永茂外一万三千三百二十五名提出  
常磐線松戸、我孫子兩駅間電化工事実施に関する請願  
文書表第七十八号 千葉縣東葛飾郡手賀村長江口七外二十三名(外一件)提出  
宇都宮線電車運轉を山口市宮野地区迄延長することに関する請願  
文書表第九十四号 山口市上宇野令第三三六四番地中山作介提出  
常磐線松戸、水戸間電化促進に関する請願  
文書表第九十九号 茨城縣會議長菊田七平外九百五十名提出  
右八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。  
昭和二十二年十月十六日  
運輸及び交通 板谷 順助  
参議院議長松平恒雄殿

意見書案  
熊本縣人吉市を基点とする三路線に省営自動車運輸開始に関する請願  
請願者 熊本縣人吉市長小出政外十三名提出  
喜外十三名提出  
中央線高城寺、名古屋鉄道小野町駅間に國營自動車の運輸を開始することに関する請願  
請願者 愛知縣東春日井郡小牧町長加藤謙進外四名提出  
山形縣最上郡内に國營貨物自動車の運輸を開始することに関する請願  
請願者 山形縣最上郡新庄町長松田久藏提出  
柳井駅より三路線に、及び田布施駅より二路線に國營自動車の運輸を開始することに関する請願  
請願者 山口縣熊毛郡平生町長吉永茂外一万三千三百二十五名提出  
右の請願は  
その地方の運輸交通の需要に対する自動車輸送力の不足を改善せられたとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。但し既存の關係民營自動車事業がある場合は、これが強化を図り、特に必要があつて國營の自動車運輸を開始する場合は、既存の民營自動車事業との間に円満な調整を図ることを慎重に考慮する必要があると思ふ。よつて内閣はこの線にそつて鋭意これが実現に努力せられた。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。  
昭和二十二年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣總理大臣片山晋藏

意見書案

高崎、熊ヶ谷間に電化工事を実施することに関する請願

請願者 熊ヶ谷市町鶴田宗一外三名提出

常磐線松戸、我孫子間電化工事実施に関する請願

請願者 千葉縣東葛飾郡手賀村長江口七外二十三名(外一件)提出

宇都東線電車運轉を山口市宮野地区迄延長することに関する請願

請願者 山口市上宇野令第二三六四番地中山作介提出

常磐線松戸、水戸間電化促進に関する請願

請願者 茨城縣會議長菊田七平外九百五十名提出

右の請願は

輸送力不足の現状に鑑み、速かに鐵道電化を実施せられたとの趣旨であつて、本議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は予算及び資材の關係ともならみ合せ、鋭意これが実現に努力せられたい。なお、新規電化の実現と併せて現在の電車区間の輸送力増強をも特に考慮せられたい。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄  
内閣總理大臣片山哲殿

〔板谷順助君登壇、拍手〕

○板谷順助君 只今議題となりましたる請願第十五号外七件の、委員会における審議の経過並びに結果を簡明に御

報告申上げます。

請願第十五号の熊本縣人吉市を基点とする三路線に省營自動車運輸開始に関する請願、第六十二号、中央線高藏寺、名古屋鉄道小牧兩駅間に國營自動車運輸を開始することに関する請願、第六十四号、山形縣最上郡内に國營貨物自動車運輸を開始することに関する請願、第七十六号、柳井駅より三路線に、及び田布施駅より二路線に國營自動車の運輸を開始することに関する請願の以上四件は、いずれも自動車運輸能力の強化のため、國營自動車運輸の開設を希望する趣旨の請願でありまして、その内容は請願文書表に記載してありますから、ここでは省略をいたします。委員会は数回に亘り開催せられ、熱心に審議されましたが、その詳細は速記録を御覽願ひたい。

今その概要を申上げますと、先ず國營自動車運輸の開設に関する政府の方針を質しましたところ、目下の情勢では予算、資材、車輛等の不足から、一般的に申して國營自動車運輸の開設はなかなか困難である。又一部には民營を主張している論者もあるが、特に國有鐵道との関連において緊要な路線については開設を考慮している。尙國營開設の場合は、極力民營との摩擦を避ける方針であるという答弁でありました。次いで各請願について紹介議員の熱心な説明があり、審議の結果、これら請願はいずれも当該地方の交通の需要に對し、自動車運輸能力が不足しているから、あらゆる方法によつて政府は速かに自動車運輸能力の強化を図りたい。尙又その実施に際しては既存民營自動車の強化を図り、特に必要と

つて國營自動車運輸を開設する場合に、民營自動車業との關係を円満に調整する方針の下に慎重に考慮せられたという意見を附してその内閣に送付するが至当であるということに、全員一致可決いたしました次第であります。次に請願第三十六号、高崎、熊ヶ谷間に電化工事を実施することに関する請願、第七十八号、常磐線松戸、我孫子兩駅間電化工事実施に関する請願、第九十四号、宇都東線電車運轉を山口市宮野地区迄延長することに関する請願、第九十九号、常磐線松戸、水戸間電化促進に関する請願の四件であります。これらの請願はいずれも当該地区鐵道輸送力増強のため電化を希望する趣旨の請願でありまして、その内容は請願文書表に記載してありますから省略をいたします。委員会における審議の概要を申上げますと、先ず鐵道電化に関する政府の方針を質しましたところ、電化は石炭の節約、營業費の軽減、輸送力の増強、その他いろいろの利点があるが、他面多大の資金、資材を要するので、大規模の実施は困難であるが、輸送量の多い線区から極力電化して行くつもりであるという答弁でありました。次いで各請願について紹介議員の熱心なる説明があり、審議の結果、これらの請願の地区は、いずれも交通極めて輻輳し、鐵道の電化を必要と認められるから、政府は予算或いは資材等の事情を脱み合せ順次電化を促進せられたし。

尙新規電化と同時に、既設電車区間の強化を併せて考慮せられたしとの意見を附して内閣に送付するを至當とするということに全員一致可決いたしました次第であります。以上請願第十五号外七件の委員会における経過並びに結果を御報告申上げます。(拍手)

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君  
副議長 松本治一郎君

- 議員 板野 勝次君 細川 嘉六君  
廣瀬興兵衛君 阿竹齋次郎君  
藤田 芳雄君 千田 正君  
佐々木良作君 岩間 正男君  
星野 芳樹君 池田 恒雄君  
川上 嘉君 玉置吉之丞君  
小林米三郎君 堀越 儀郎君  
高瀬莊太郎君 江熊 哲翁君  
宿谷 榮一君 島村 軍次君  
安部 定君 高田 寛君  
久松 定武君 島津 忠彦君  
小川 以良君 小野 哲君  
鈴木 直人君 山崎 恒君  
帆足 計君 赤澤 與仁君  
藤井 丙午君 西郷吉之助君

加賀 操君

- 伊達源一郎君 服部 教一君  
松村眞一郎君 來馬 琢道君  
小宮山常吉君 堀井 伊介君  
飯田精太郎君 町田 敬貴君  
藤野 繁雄君 小杉 伊千君  
赤木 正雄君 米倉 龍也君  
岡部 常君 尾崎 行輝君  
藤積眞六郎君 岩男 仁藏君  
三島 通陽君 早川 慎一君  
矢野 西雄君 北條 秀一君  
徳川 宗敬君 鎌田 逸郎君  
河井 彌八君 宮城タマヨ君  
東浦 庄治君 下條 康廣君  
駒井 藤平君 竹下 豊次君  
木下 盛雄君 鈴木 憲一君  
佐藤 尙武君 高橋龍太郎君  
田中耕太郎君 野田 俊作君  
村上 義一君 梅原 眞隆君  
千葉 信君 カニエ邦彦君  
内村 清次君 大野 幸一君  
木村禧八郎君 中平常太郎君  
梅津 錦一君 堀 眞琴君  
濱田 寅藏君 松下松治郎君  
丹羽 五郎君 金子 洋文君  
岡村文四郎君 木下 源吾君  
門田 定藏君 宇都宮 登君  
井上なつ丞君 石川 准吉君  
原 虎一君 羽生 三七君  
岩本 月洲君 岡元 義人君  
河野 正夫君 新谷寅三郎君  
島 清君 吉川末次郎君  
伊藤 修君 若木 勝藏君  
天田 勝正君 田中 信義君  
谷口彌三郎君 植竹 春彦君  
油井賢太郎君 小畑 哲夫君  
鈴木 順一君 入交 太藏君  
安達 良助君 高橋 啓君

小林 勝馬君	山口政五郎君
紅露 みつ君	前之岡喜一郎君
竹中 七郎君	深川榮左三門君
星 一君	田中 利勝君
淺井 一郎君	大島 定吉君
伊東 隆治君	村尾 重雄君
鈴木 清一君	岩崎正三郎君
齋 武雄君	岩木 哲夫君
稻垣平太郎君	小泉 秀吉君
木内 四郎君	櫻内 辰郎君
加藤常太郎君	川村 松助君
淺岡 信夫君	木下 盛夫君
堀 末治君	荒井 八郎君
奥 主一郎君	大屋 晋三君
山田 佐一君	黒田 英雄君
寺尾 豊君	石坂 豊一君
遠山 丙市君	森田 豊壽君
小林 英三君	板谷 順助君
今泉 政喜君	松野 喜内君
黒川 武雄君	一松 政二君
大隅 憲二君	深水 六郎君
仲子 隆君	尾形六郎兵衛君
境野 清雄君	小野 光洋君
中川 幸平君	重宗 雄三君
西山 亀七君	木曾三四郎君
大隈 信幸君	橋本萬右衛門君
左藤 義詮君	
國務大臣	
運輸大臣	苦米地義三君
労働大臣	米窪 滿亮君
政府委員	
公正取引委員	中山喜久松君
員会委員長	
公正取引事務局長	黄田多喜夫君
局総務部長	
農林事務官	藤田 巖君
(水産局長)	
運輸技官(鉄道)	岡田 信次君
総局施設局長	
労働事務官(職)	上山 顯君
業安定局長	

定價 一部 一四四十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷大村町  
電話九〇〇三  
郵政東京一九〇〇  
印刷局